

公開用

令和6年第1回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和6年2月26日提出

目 次

議案第 1 号	専決処分の承認について-----	7
議案第 2 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 3 号) -----	2 1
議案第 3 号	令和 5 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第 4 号) -----	5 3
議案第 4 号	令和 5 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 4 号) -----	6 4
議案第 5 号	令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計予算-----	別綴り
議案第 6 号	令和 6 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計予算 -----	別綴り
議案第 7 号	令和 6 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 8 号	令和 6 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計予算 -----	別綴り
議案第 9 号	令和 6 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 1 0 号	令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算 -----	別綴り
議案第 1 1 号	令和 6 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 -----	別綴り
議案第 1 2 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	7 4

議案第 1 3 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 -----	7 6
議案第 1 4 号	茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例 -----	7 7
議案第 1 5 号	茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例 -----	7 8
議案第 1 6 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例 -----	7 9
議案第 1 7 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例 -----	8 2
議案第 1 8 号	茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 -----	8 3
議案第 1 9 号	茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 -----	8 4
議案第 2 0 号	茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 -----	8 6
議案第 2 1 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 -----	8 8
議案第 2 2 号	茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例 -----	9 1

議案第 2 3 号	茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 -----	9 4
議案第 2 4 号	茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 -----	9 5
議案第 2 5 号	茅ヶ崎市環境基本条例の一部を改正する条例 -----	9 6
議案第 2 6 号	茅ヶ崎漁港管理条例及び茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例 -----	9 7
議案第 2 7 号	茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例 -----	9 8
議案第 2 8 号	茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例 -----	9 9
議案第 2 9 号	教育委員会委員の任命について -----	1 0 0
議案第 3 0 号	指定管理者の指定について -----	1 0 3
議案第 3 1 号	指定管理者の指定について -----	1 0 4
議案第 3 2 号	指定管理者の指定について -----	1 0 5

議案第 3 3 号	指定管理者の指定について -----	1 0 6
議案第 3 4 号	指定管理者の指定について -----	1 0 7
議案第 3 5 号	指定管理者の指定について -----	1 0 8
議案第36号の1	市道路線の廃止について -----	1 0 9
議案第36号の2	市道路線の廃止について -----	1 1 2
議案第36号の3	市道路線の廃止について -----	1 1 5
議案第37号の1	市道路線の認定について -----	1 1 8
議案第37号の2	市道路線の認定について -----	1 2 1
議案第37号の3	市道路線の認定について -----	1 2 4
議案第37号の4	市道路線の認定について -----	1 2 7
議案第37号の5	市道路線の認定について -----	1 3 0
議案第37号の6	市道路線の認定について -----	1 3 3
議案第37号の7	市道路線の認定について -----	1 3 6
報告第 1 号	専決処分の報告について -----	1 3 9

専決処分の承認について

令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 2 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専決処分書

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月25日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ713,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,171,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		18,804,725	713,250	19,517,975
	2 国庫補助金	6,387,523	713,250	7,100,773
歳 入 合 計		90,458,680	713,250	91,171,930

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		39,533,118	713,250	40,246,368
	1 社会福祉費	19,057,159	713,250	19,770,409
歳 出 合 計		90,458,680	713,250	91,171,930

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	職員給与費	410
		物価高騰対応重点支援給付金	690,000
		物価高騰対応重点支援給付金給付事務費	22,840

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	18,804,725	713,250	19,517,975
歳入合計	90,458,680	713,250	91,171,930

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	39,533,118	713,250	40,246,368
歳 出 合 計	90,458,680	713,250	91,171,930

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
713,250	0	0	0
713,250	0	0	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,804,725	713,250	19,517,975
2 国庫補助金	6,387,523	713,250	7,100,773
2 民生費国庫補助金	3,976,465	713,250	4,689,715
歳 入 合 計	90,458,680	713,250	91,171,930

節		説明
区分	金額	
4 地方創生臨時 交付金	713,250	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 713,250

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	39,533,118	713,250	40,246,368		
1 社会福祉費	19,057,159	713,250	19,770,409		
1 社会福祉総務費	8,357,577	713,250	9,070,827	国庫支出金	713,250
歳 出 合 計	90,458,680	713,250	91,171,930		

節		金額	説明
区分			
1	報酬	306	10 職員給与費 410
3	職員手当等	410	270 物価高騰対応重点支援給付金給付事業費 712,840
	6 時間外勤務手当	410	1 物価高騰対応重点支援給付金 690,000
			2 物価高騰対応重点支援給付金給付事務費 22,840
4	共済費	53	
9	旅費	24	
	1 費用弁償	24	
11	需用費	180	
	1 消耗品費	140	
	4 印刷製本費	40	
12	役務費	3,523	
	1 通信運搬費	2,533	
	3 手数料	990	
13	委託料	18,743	
14	使用料及び賃借料	11	
19	負担金補助及び交付金	690,000	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,618 (1,524)	1,295,949	5,424,607	12,876,572	2,382,553	15,259,125	
補正前	1,618 (1,523)	1,295,643	5,424,197	12,875,856	2,382,500	15,258,356	
比較	0 (1)	306	410	716	53	769	
職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)					
	補正後	728,363					
	補正前	727,953					
	比較	410					

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。
 ※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,222,164	11,378,180	13,593,279	
補正前	5,221,754	11,377,770	13,592,869	
比較	410	410	410	
職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	728,363		
	補正前	727,953		
	比較	410		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費		共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,465)	1,295,949	1,498,392	167,454	1,665,846	
補正前	(1,464)	1,295,643	1,498,086	167,401	1,665,487	
比較	(1)	306	306	53	359	

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	410	その他の増減分	410	時間外勤務手当 410 千円

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,043,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,214,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		3,454,019	449,196	3,903,215
	1 地方交付税	3,454,019	449,196	3,903,215
13 分担金及び負担金		685,230	16,278	701,508
	1 負担金	685,230	16,278	701,508
14 使用料及び手数料		1,493,745	2,680	1,496,425
	2 手数料	1,075,846	2,680	1,078,526
15 国庫支出金		19,517,975	681,823	20,199,798
	1 国庫負担金	12,368,889	453,943	12,822,832
	2 国庫補助金	7,100,773	227,880	7,328,653
16 県支出金		6,522,813	274,818	6,797,631
	1 県負担金	4,347,216	249,477	4,596,693
	2 県補助金	1,714,332	25,341	1,739,673
17 財産収入		329,515	196,298	525,813
	1 財産運用収入	126,660	196,298	322,958
18 寄附金		198,964	17,517	216,481
	1 寄附金	198,964	17,517	216,481
19 繰入金		590,448	7,085	597,533
	1 特別会計繰入金	65,064	2,533	67,597
	2 基金繰入金	525,384	4,552	529,936
20 繰越金		5,650,554	488,724	6,139,278
	1 繰越金	5,650,554	488,724	6,139,278
21 諸収入		3,751,583	160,989	3,912,572
	4 受託事業収入	973,166	189	973,355
	5 雑入	919,420	160,800	1,080,220
22 市債		4,179,820	747,600	4,927,420
	1 市債	4,179,820	747,600	4,927,420
歳 入	合 計	91,171,930	3,043,008	94,214,938

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,531,792	412,888	10,944,680
	1 総務管理費	8,525,300	368,558	8,893,858
	3 戸籍住民基本台帳費	869,099	44,330	913,429
3 民生費		40,246,368	1,447,658	41,694,026
	1 社会福祉費	19,770,409	325,124	20,095,533
	2 児童福祉費	16,042,982	1,000,192	17,043,174
	3 生活保護費	4,432,977	122,342	4,555,319
4 衛生費		10,540,515	206,093	10,746,608
	1 保健衛生費	6,258,304	58,353	6,316,657
	2 清掃費	4,282,211	147,740	4,429,951
8 土木費		7,176,673	193,696	7,370,369
	2 道路橋りょう費	1,746,509	189,449	1,935,958
	4 都市計画費	4,004,797	4,247	4,009,044
9 消防費		3,384,839	10,296	3,395,135
	1 消防費	3,384,839	10,296	3,395,135
10 教育費		9,962,334	772,377	10,734,711
	1 教育総務費	4,073,269	33,661	4,106,930
	2 小学校費	1,926,373	205,308	2,131,681
	3 中学校費	1,227,201	497,416	1,724,617
	5 社会教育費	1,872,134	35,992	1,908,126
歳 出 合 計		91,171,930	3,043,008	94,214,938

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称) 松林地区地域集会施設整備事業	60,731
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度推進事業	44,330
3 民生費	1 社会福祉費	障害者ふれあい活動ホーム運営経費	12,804
	2 児童福祉費	ファーストプレゼント事業	7,362
4 衛生費	1 保健衛生費	職員給与費	1,200
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	61,264
		保健所庁舎整備事業	30,304
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装修繕事業	88,863
		道路整備事業	10,802
		補修作業用諸費	3,800
		狭あい道路整備事業	26,000
		道路照明灯等関係経費	26,818
		香川甘沼線道路改良事業	85,498
		上赤羽根堤線道路改良事業	73,839
		高田萩園線道路改良事業	83,984
		市道0109号線歩道設置事業	74,068
		市道0110号線歩道設置事業	19,445
		行谷芹沢線道路改良事業	8,107
	橋りょう等長寿命化推進事業	65,661	
	4 都市計画費	香川駅周辺整備事業	56,073
公園緑地等管理運営経費		74,946	
9 消防費	1 消防費	消防施設設備維持管理経費	10,296

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防通信業務管理経費	1,633
		消防車両整備事業	217,418
10 教育費	1 教育総務費	教育事務委託負担金	19,348
	2 小学校費	特別支援学級関係経費	26,620
	3 中学校費	学校施設整備事業	497,416

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	車両管理経費	278	613
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業	29,887	208,575

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
ふれあい活動ホーム 赤羽根整備事業		10,200	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
橋りょう等長寿命化推進事業		41,500			
消防署松林出張所整備事業		7,700			
計	4,179,820	4,927,420			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道 路 舗 装 事 業	109,300	166,400
道 路 照 明 灯 等 整 備 事 業	46,100	67,900
行 谷 芹 沢 線 道 路 改 良 事 業	300	5,200
香 川 駅 周 辺 整 備 事 業	69,800	76,200
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	702,000	1,300,000
計	4,179,820	4,927,420

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	3,454,019	449,196	3,903,215
13 分担金及び負担金	685,230	16,278	701,508
14 使用料及び手数料	1,493,745	2,680	1,496,425
15 国庫支出金	19,517,975	681,823	20,199,798
16 県支出金	6,522,813	274,818	6,797,631
17 財産収入	329,515	196,298	525,813
18 寄附金	198,964	17,517	216,481
19 繰入金	590,448	7,085	597,533
20 繰越金	5,650,554	488,724	6,139,278
21 諸収入	3,751,583	160,989	3,912,572
22 市債	4,179,820	747,600	4,927,420
歳入合計	91,171,930	3,043,008	94,214,938

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,531,792	412,888	10,944,680
3 民生費	40,246,368	1,447,658	41,694,026
4 衛生費	10,540,515	206,093	10,746,608
8 土木費	7,176,673	193,696	7,370,369
9 消防費	3,384,839	10,296	3,395,135
10 教育費	9,962,334	772,377	10,734,711
歳 出 合 計	91,171,930	3,043,008	94,214,938

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
44,330	0	177,633	190,925
742,544	10,200	63,600	631,314
2,552	0	90,451	113,090
48,571	131,700	△314	13,739
0	7,700	0	2,596
118,644	598,000	1,542	54,191
956,641	747,600	332,912	1,005,855

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	3,454,019	449,196	3,903,215
1 地方交付税	3,454,019	449,196	3,903,215
1 地方交付税	3,454,019	449,196	3,903,215
13 分担金及び負担金	685,230	16,278	701,508
1 負担金	685,230	16,278	701,508
1 民生費負担金	647,865	16,278	664,143
14 使用料及び手数料	1,493,745	2,680	1,496,425
2 手数料	1,075,846	2,680	1,078,526
2 衛生手数料	959,764	2,680	962,444
15 国庫支出金	19,517,975	681,823	20,199,798
1 国庫負担金	12,368,889	453,943	12,822,832
1 民生費国庫負担金	11,872,493	453,224	12,325,717
2 衛生費国庫負担金	496,396	719	497,115
2 国庫補助金	7,100,773	227,880	7,328,653
1 総務費国庫補助金	289,201	44,330	333,531

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	449,196	1 普通交付税	449,196
2 児童福祉費負担金	16,278	1 保育所保育費自己負担金	16,278
2 清掃手数料	2,680	1 一般廃棄物（ごみ）処理手数料	2,680
1 社会福祉費負担金	48,193	1 保険基盤安定負担金 3 自立支援給付費負担金（1／2）	24,075 24,118
2 児童福祉費負担金	405,031	1 保育所運営費負担金（5／10） 8 施設型給付費負担金（5／10） 9 地域型保育給付費負担金（5／10） 11 令和3年度施設等利用費負担金（5／10）	240,154 103,514 56,054 5,309
1 保健衛生費負担金	719	6 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金（10／10）	719
2 戸籍住民基本台帳費補助金	44,330	3 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	44,330

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 民生費国庫補助金	4,689,715	14,502	4,704,217
	3 衛生費国庫補助金	473,521	1,833	475,354
	5 土木費国庫補助金	556,624	48,571	605,195
	6 教育費国庫補助金	351,549	118,644	470,193
16	県支出金	6,522,813	274,818	6,797,631
	1 県負担金	4,347,216	249,477	4,596,693
	1 民生費県負担金	4,322,430	249,477	4,571,907
	2 県補助金	1,714,332	25,341	1,739,673
	2 民生費県補助金	950,880	25,341	976,221

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	11,259	1 市町村地域生活支援事業補助金 (1/2) 2 重層的支援体制整備事業交付金	7,022 4,237
2 児童福祉費補助金	3,243	4 子ども・子育て支援交付金 (1/3)	3,243
1 保健衛生費補助金	1,833	5 母子保健衛生費国庫補助金	1,833
2 道路橋りょう費補助金	52,408	1 社会資本整備総合交付金 2 道路交通安全対策事業費補助金	39,758 12,650
4 都市計画費補助金	△3,837	3 道路交通安全対策事業費補助金	△3,837
2 小学校費補助金	40,300	3 小学校施設整備費補助金	40,300
3 中学校費補助金	78,344	3 中学校施設整備費補助金	78,344
1 社会福祉費負担金	87,902	3 保険基盤安定負担金 4 自立支援給付費負担金 (1/4)	75,843 12,059
2 児童福祉費負担金	161,575	1 保育所運営費負担金 (2.5/10) 7 施設型給付費負担金 (2.5/10) 8 地域型保育給付費負担金 (2.5/10) 10 令和3年度施設等利用費負担金 (2.5/10) 11 令和2年度施設等利用費負担金 (2.5/10)	94,607 44,513 19,736 2,654 65
1 社会福祉費補助金	5,630	5 市町村地域生活支援事業補助金 (1/4) 11 重層的支援体制整備事業交付金	3,511 2,119

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
17	財産収入	329,515	196,298	525,813
	1 財産運用収入	126,660	196,298	322,958
	2 利子及び配当金	21,158	196,298	217,456
18	寄附金	198,964	17,517	216,481
	1 寄附金	198,964	17,517	216,481
	2 総務費寄附金	134,083	△361	133,722
	3 民生費寄附金	13,010	14,892	27,902
	4 衛生費寄附金	121	1,824	1,945
	5 土木費寄附金	1,000	△319	681
	6 教育費寄附金	10	1,481	1,491
19	繰入金	590,448	7,085	597,533
	1 特別会計繰入金	65,064	2,533	67,597

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	19,711	2 小児医療費助成事業費補助金 (1/3) 6 子ども・子育て支援交付金 (1/3) 7 教育・保育給付費 (施設型給付費等) 補助金 (1/2)	9,492 3,243 6,976
1 利子収入	135	3 公共施設等再編整備基金利子 8 子ども未来応援基金利子 10 ごみ減量化・資源化基金利子 12 緑のまちづくり基金利子 14 学校施設整備基金利子	48 8 13 5 61
2 配当金収入	196,163	3 ジェイコム湘南・神奈川配当金	196,163
1 総務費指定寄附金	△361	2 公共施設等再編整備基金寄附金 3 企業版ふるさと納税寄附金 5 文化振興基金寄附金 6 姉妹都市交流基金寄附金	130 △600 △8 117
1 民生費指定寄附金	14,892	1 社会福祉基金寄附金 2 子ども未来応援基金寄附金	313 14,579
1 衛生費指定寄附金	1,824	1 太陽光発電設備普及啓発基金寄附金 2 ごみ減量化・資源化基金寄附金	1,324 500
1 土木費指定寄附金	△319	1 緑のまちづくり基金寄附金	△319
1 教育費指定寄附金	1,481	1 学校施設整備基金寄附金	1,481

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 介護保険事業特別会計繰入金	65,064	2,533	67,597
	2 基金繰入金	525,384	4,552	529,936
	3 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	13,175	500	13,675
	6 子ども未来応援基金繰入金	21,962	3,816	25,778
	8 ごみ減量化・資源化基金繰入金	362,164	236	362,400
20	繰越金	5,650,554	488,724	6,139,278
	1 繰越金	5,650,554	488,724	6,139,278
	1 繰越金	5,650,554	488,724	6,139,278
21	諸収入	3,751,583	160,989	3,912,572
	4 受託事業収入	973,166	189	973,355
	2 衛生費受託事業収入	311,954	189	312,143
	5 雑入	919,420	160,800	1,080,220
	2 雑入	917,356	160,800	1,078,156

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護保険事業 特別会計繰入金	2,533	1 介護保険事業特別会計繰入金	2,533
1 まち・ひと・ しごと創生基 金繰入金	500	1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	500
1 子ども未来応 援基金繰入金	3,816	1 子ども未来応援基金繰入金	3,816
1 ごみ減量化・ 資源化基金繰 入金	236	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	236
1 前年度繰越金	488,724	1 前年度繰越金	488,724
1 保健衛生費受 託事業収入	189	1 保健所業務受託事業収入	189
2 民生費雑入	76,311	18 障がい児支援給付費返還金 20 訓練等給付費返還金	69,514 6,797
3 衛生費雑入	84,489	4 太陽光発電売電収入 6 有価物売却代 20 自宅療養者連携事業返還金	54 73,548 10,887

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	4,179,820	747,600	4,927,420
1 市債	4,179,820	747,600	4,927,420
2 民生債	45,600	10,200	55,800
6 土木債	1,330,400	131,700	1,462,100
7 消防債	284,800	7,700	292,500
8 教育債	824,500	598,000	1,422,500
歳 入 合 計	91,171,930	3,043,008	94,214,938

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉債	10,200	4 ふれあい活動ホーム赤羽根整備事業債	10,200
1 道路橋りょう債	125,300	3 道路舗装事業債 6 道路照明灯等整備事業債 12 行谷芹沢線道路改良事業債 23 橋りょう等長寿命化推進事業債	57,100 21,800 4,900 41,500
3 都市計画債	6,400	1 香川駅周辺整備事業債	6,400
1 消防債	7,700	4 消防署松林出張所整備事業債	7,700
1 小学校債	180,500	1 義務教育施設整備事業債	180,500
2 中学校債	417,500	1 義務教育施設整備事業債	417,500

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,531,792	412,888	10,944,680		
1 総務管理費	8,525,300	368,558	8,893,858		
4 財政管理費	122,198	291,503	413,701	そ の 他	100,000
				一般財源	191,503
6 財産管理費	1,720,265	178	1,720,443	そ の 他	178
7 企画費	923,254	14,100	937,354	そ の 他	14,100
13 文化行政費	485,321	62,777	548,098	そ の 他	63,155
				一般財源	△378
14 スポーツ振興費	1,058,542	0	1,058,542	そ の 他	100
				一般財源	△100
15 多様性社会推進費	22,284	0	22,284	そ の 他	100
				一般財源	△100
3 戸籍住民基本台帳費	869,099	44,330	913,429		
1 戸籍住民基本台帳費	869,099	44,330	913,429	国庫支出金	44,330
3 民生費	40,246,368	1,447,658	41,694,026		
1 社会福祉費	19,770,409	325,124	20,095,533		
1 社会福祉総務費	9,070,827	189,673	9,260,500	国庫支出金	24,075
				県支出金	75,843
				そ の 他	313
				一般財源	89,442

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積立金	291,503	20 ふるさと基金積立金	100,000
		30 財政調整基金積立金	191,503
25 積立金	178	60 公共施設等再編整備基金積立金	178
25 積立金	14,100	80 まち・ひと・しごと創生基金積立金	14,100
25 積立金	62,777	40 文化振興基金積立金	114
		140 姉妹都市交流基金積立金	62,663
13 委託料	44,330	90 社会保障・税番号制度推進事業費	44,330
19 負担金補助及び交付金	313	40 社会福祉協議会関係経費	313
		2 社会福祉基金補助金	313
		100 国民健康保険事業保険基盤安定繰出金	133,226
23 償還金利子及び割引料	36,315	110 国民健康保険事業特別会計繰出金	1,019
		130 介護保険事業特別会計繰出金	18,800
		190 重層的支援体制整備事業費	5,633
28 繰出金	153,045	200 生活困窮者自立支援事業費	16,196

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 障がい者福祉費	6,900,945	133,478	7,034,423	国庫支出金	31,140
				県支出金	15,570
				地 方 債	10,200
				そ の 他	26,993
				一般財源	49,575
4 老人福祉費	3,455,841	1,973	3,457,814	国庫支出金	4,237
				県支出金	2,119
				そ の 他	2,533
				一般財源	△6,916
2 児童福祉費	16,042,982	1,000,192	17,043,174		
1 児童福祉総務費	4,097,726	102,479	4,200,205	国庫支出金	3,243
				県支出金	12,735
				そ の 他	17,483
				一般財源	69,018
2 児童保育費	11,237,306	884,112	12,121,418	国庫支出金	405,031
				県支出金	168,551
				そ の 他	16,278
				一般財源	294,252

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		250 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金返還金	12,940
		260 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費返還金	1,546
15 工事請負費	12,804	10 障がい者福祉管理経費	58,389
		1 障がい者福祉管理経費	58,389
20 扶助費	62,285	30 障がい児(者)施設関係経費	12,804
		2 障害者ふれあい活動ホーム運営経費	12,804
23 償還金利子及び割引料	58,389	40 自立支援給付費	48,239
		1 介護給付費	22,529
		2 訓練等給付費	25,710
		80 地域生活支援事業費	14,046
23 償還金利子及び割引料	1,973	110 重層的支援体制整備事業費	1,973
13 委託料	8,839	40 民間保育所運営補助事業費	22,798
19 負担金補助及び交付金	9,580	50 一時預かり事業費	9,580
		60 小児医療費助成事業費	39,823
		1 小児医療費助成事業費	39,823
20 扶助費	39,823	90 子育て短期支援事業費	150
		140 養育医療給付事業費	1,206
23 償還金利子及び割引料	24,004	180 子ども未来応援基金積立金	20,233
		200 ファーストプレゼント事業費	8,689
25 積立金	20,233		
13 委託料	471,950	10 民間保育所等運営事業費	515,156
19 負担金補助及び交付金	264,849	60 施設型給付費	197,307
		70 地域型保育給付費	67,542
		80 施設等利用費	16,974

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 児童福祉施設費	436,841	13,601	450,442	一般財源	13,601
5 地域児童福祉費	106,545	0	106,545		
3 生活保護費	4,432,977	122,342	4,555,319		
1 生活保護総務費	206,968	122,342	329,310	一般財源	122,342
4 衛生費	10,540,515	206,093	10,746,608		
1 保健衛生費	6,258,304	58,353	6,316,657		
1 保健衛生総務費	3,339,476	719	3,340,195	国庫支出金	719
2 予防費	1,311,234	48,629	1,359,863	そ の 他	10,887
				一般財源	37,742
3 母子衛生費	1,004,254	6,414	1,010,668	国庫支出金	1,833
				そ の 他	1,020
				一般財源	3,561
4 環境衛生費	200,645	1,454	202,099	そ の 他	1,378
				一般財源	76

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
23 償還金利子及び割引料	147,313	110 子育て世帯生活支援特別給付金返還金	54,950	
		120 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費返還金	32,183	
11 需用費	2,830	20 保育園施設維持管理経費	10,771	
7 賄材料費	2,830	30 児童指導育成経費	2,830	
13 委託料	10,771			
23 償還金利子及び割引料	122,342	20 生活保護総務管理経費	122,342	
19 負担金補助及び交付金	719	40 予防接種健康被害救済事業費	719	
23 償還金利子及び割引料	48,629	30 感染症対策事業費	36,072	
		1 感染症予防事業費	13,600	
		2 感染症発生動向調査事業費	7,151	
		4 感染症患者医療費	15,321	
		40 疾病対策事業費	1,670	
		2 風しん抗体検査事業費	1,670	
		80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	10,887	
13 委託料	3,668	10 母子保健事業費	3,668	
		5 母子相談事業費	3,668	
23 償還金利子及び割引料	2,746	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費	2,746	
25 積立金	1,454	90 太陽光発電設備普及啓発基金積立金	1,454	

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
7 保健所費	151,504	1,137	152,641	そ の 他	189
				一般財源	948
2 清掃費	4,282,211	147,740	4,429,951		
1 清掃総務費	1,668,803	144,599	1,813,402	そ の 他	76,977
				一般財源	67,622
2 じんかい処理費	2,319,244	3,141	2,322,385	一般財源	3,141
8 土木費	7,176,673	193,696	7,370,369		
2 道路橋りょう費	1,746,509	189,449	1,935,958		
2 道路維持費	288,355	88,863	377,218	国庫支出金	31,673
				地 方 債	57,100
				一般財源	90
3 道路新設改良費	978,816	34,925	1,013,741	国庫支出金	8,085
				地 方 債	26,700
				一般財源	140
4 橋りょう維持費	6,547	65,661	72,208	国庫支出金	12,650
				地 方 債	41,500
				一般財源	11,511
4 都市計画費	4,004,797	4,247	4,009,044		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
19	負担金補助及び交付金	1,137	10	保健所管理運営経費 1,137
12	役務費	236	20	清掃総務管理経費 236
	3 手数料	236	40	ごみ減量化・資源化基金積立金 144,363
25	積立金	144,363		
11	需用費	2,913	30	動物死体処理経費 228
	5 光熱水費	2,913	50	焼却炉経費 2,913
13	委託料	228		
15	工事請負費	88,863	10	道路舗装修繕事業費 88,863
15	工事請負費	34,925	40	道路照明灯等関係経費 26,818
			70	北部地区幹線道路改良事業費 8,107
			1	行谷芹沢線道路改良 8,107
13	委託料	13,092	10	橋りょう等長寿命化推進事業費 65,661
15	工事請負費	38,049		
19	負担金補助及び交付金	14,520		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 都市計画総務費	3,282,407	3,499	3,285,906	国庫支出金	△3,837
				地 方 債	6,400
				一般財源	936
4 緑化推進費	41,860	748	42,608	そ の 他	△314
				一般財源	1,062
9 消防費	3,384,839	10,296	3,395,135		
1 消防費	3,384,839	10,296	3,395,135		
1 常備消防費	2,953,140	10,296	2,963,436	地 方 債	7,700
				一般財源	2,596
10 教育費	9,962,334	772,377	10,734,711		
1 教育総務費	4,073,269	33,661	4,106,930		
2 事務局費	4,067,209	33,661	4,100,870	地 方 債	19,200
				そ の 他	1,542
				一般財源	12,919
2 小学校費	1,926,373	205,308	2,131,681		
1 学校管理費	1,432,970	178,688	1,611,658	国庫支出金	29,046
				地 方 債	149,400
				一般財源	242
2 教育振興費	493,403	26,620	520,023	国庫支出金	11,254

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	△3,497	70 香川駅周辺整備事業費	3,499
17 公有財産購入費	△4,776		
22 補償補填及び賠償金	11,772		
25 積立金	748	30 緑のまちづくり基金積立金	143
		50 森林環境譲与税基金積立金	605
15 工事請負費	10,296	30 消防施設設備維持管理経費	10,296
		1 消防施設設備維持管理経費	10,296
13 委託料	4,219	20 事務局管理経費	4,219
19 負担金補助及び交付金	27,876	80 教育事務委託負担金	27,876
		150 学校施設整備基金積立金	1,566
25 積立金	1,566		
15 工事請負費	178,688	90 学校施設整備事業費	178,688
		1 学校施設整備事業費	178,688
11 需用費	1,500	20 特別支援学級関係経費	26,620

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
				地 方 債	11,900
				一般財源	3,466
3 中学校費	1,227,201	497,416	1,724,617		
1 学校管理費	1,028,338	497,416	1,525,754	国庫支出金	78,344
				地 方 債	417,500
				一般財源	1,572
5 社会教育費	1,872,134	35,992	1,908,126		
5 青少年対策費	615,138	35,992	651,130	一般財源	35,992
歳 出 合 計	91,171,930	3,043,008	94,214,938		

教育費

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 消耗品費	1,500		
15 工事請負費	23,285		
18 備品購入費	1,835		
15 工事請負費	497,416	90 学校施設整備事業費 1 学校施設整備事業費	497,416 497,416
23 償還金利子及 び割引料	35,992	70 放課後児童健全育成事業費	35,992

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普通債	36,021,055	4,308,600	747,600	5,056,200	37,184,768	37,932,368
(2) 民 生	2,721,297	49,000	10,200	59,200	2,555,823	2,566,023
(7) 土 木	7,944,551	1,503,800	131,700	1,635,500	8,744,639	8,876,339
(9) 消 防	606,779	377,100	7,700	384,800	864,765	872,465
(10) 教 育	9,504,381	1,309,600	598,000	1,907,600	9,881,227	10,479,227
合 計	61,542,545	5,091,420	747,600	5,839,020	61,023,171	61,770,771

令和 5 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5 0, 0 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 3 4 9, 1 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		5,216,751	△134,245	5,082,506
	1 国民健康保険料	5,216,751	△134,245	5,082,506
4 財産収入		17	20	37
	1 財産運用収入	17	20	37
5 繰入金		2,008,524	134,245	2,142,769
	1 一般会計繰入金	1,578,524	134,245	1,712,769
6 繰越金		43,977	350,000	393,977
	1 繰越金	43,977	350,000	393,977
歳 入 合 計		22,999,089	350,020	23,349,109

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		6,900,783	0	6,900,783
	1 医療給付費分	4,563,343	0	4,563,343
	2 後期高齢者支援金等分	1,706,791	0	1,706,791
	3 介護納付金分	630,649	0	630,649
6 国民健康保険運営基金		17	350,020	350,037
	1 国民健康保険運営基金	17	350,020	350,037
歳 出 合 計		22,999,089	350,020	23,349,109

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	5,216,751	△134,245	5,082,506
4 財産収入	17	20	37
5 繰入金	2,008,524	134,245	2,142,769
6 繰越金	43,977	350,000	393,977
歳入合計	22,999,089	350,020	23,349,109

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金	6,900,783	0	6,900,783
6 国民健康保険運営基金	17	350,020	350,037
歳 出 合 計	22,999,089	350,020	23,349,109

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	134,245	△134,245
0	0	20	350,000
0	0	134,265	215,755

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	5,216,751	△134,245	5,082,506
1 国民健康保険料	5,216,751	△134,245	5,082,506
1 一般被保険者国民健康保険料	5,216,751	△134,245	5,082,506
4 財産収入	17	20	37
1 財産運用収入	17	20	37
1 利子及び配当金	17	20	37
5 繰入金	2,008,524	134,245	2,142,769
1 一般会計繰入金	1,578,524	134,245	1,712,769
1 一般会計繰入金	1,578,524	134,245	1,712,769
6 繰越金	43,977	350,000	393,977
1 繰越金	43,977	350,000	393,977
1 繰越金	43,977	350,000	393,977
歳 入 合 計	22,999,089	350,020	23,349,109

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1	医療給付費分 現年分		△78,280	1 医療給付費分現年分	△78,280
2	後期高齢者支 援金分現年分		△34,393	1 後期高齢者支援金分現年分	△34,393
3	介護納付金分 現年分		△21,572	1 介護納付金分現年分	△21,572
1	利子収入		20	1 利子収入	20
1	保険基盤安定 繰入金		133,226	1 保険基盤安定繰入金	133,226
4	財政安定化支 援事業繰入金		1,019	1 財政安定化支援事業繰入金	1,019
1	前年度繰越金		350,000	1 前年度繰越金	350,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 国民健康保険事業費納付金	6,900,783	0	6,900,783		
1 医療給付費分	4,563,343	0	4,563,343		
1 一般被保険者医療給付費分	4,563,052	0	4,563,052	そ の 他	78,280
				一般財源	△78,280
2 後期高齢者支援金等分	1,706,791	0	1,706,791		
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,706,791	0	1,706,791	そ の 他	34,393
				一般財源	△34,393
3 介護納付金分	630,649	0	630,649		
1 介護納付金分	630,649	0	630,649	そ の 他	21,572
				一般財源	△21,572
6 国民健康保険運営基金	17	350,020	350,037		
1 国民健康保険運営基金	17	350,020	350,037		
1 国民健康保険運営基金	17	350,020	350,037	そ の 他	20
				一般財源	350,000
歳 出 合 計	22,999,089	350,020	23,349,109		

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
25 積立金	350,020	10 国民健康保険運営基金積立金 350,020

令和5年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,886,381千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		3,651,076	30,731	3,681,807
	1 国庫負担金	3,044,745	27,096	3,071,841
	2 国庫補助金	606,331	3,635	609,966
4 支払基金交付金		4,760,529	40,608	4,801,137
	1 支払基金交付金	4,760,529	40,608	4,801,137
5 県支出金		2,525,332	21,783	2,547,115
	1 県負担金	2,415,765	21,783	2,437,548
6 繰入金		3,321,718	60,287	3,382,005
	1 一般会計繰入金	2,929,292	18,800	2,948,092
	2 基金繰入金	392,426	41,487	433,913
歳 入 合 計		18,732,972	153,409	18,886,381

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		16,811,590	150,400	16,961,990
	1 保険給付費	16,811,590	150,400	16,961,990
5 介護保険運営基金		327,675	476	328,151
	1 介護保険運営基金	327,675	476	328,151
6 諸支出金		211,391	2,533	213,924
	3 繰出金	65,064	2,533	67,597
歳 出 合 計		18,732,972	153,409	18,886,381

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	3,651,076	30,731	3,681,807
4 支払基金交付金	4,760,529	40,608	4,801,137
5 県支出金	2,525,332	21,783	2,547,115
6 繰入金	3,321,718	60,287	3,382,005
歳入合計	18,732,972	153,409	18,886,381

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	16,811,590	150,400	16,961,990
5 介護保険運営基金	327,675	476	328,151
6 諸支出金	211,391	2,533	213,924
歳 出 合 計	18,732,972	153,409	18,886,381

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定		財源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
52,038	0	59,408	38,954
476	0	0	0
0	0	0	2,533
52,514	0	59,408	41,487

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	3,651,076	30,731	3,681,807
1 国庫負担金	3,044,745	27,096	3,071,841
1 介護給付費負担金	3,044,745	27,096	3,071,841
2 国庫補助金	606,331	3,635	609,966
1 調整交付金	370,599	3,635	374,234
4 支払基金交付金	4,760,529	40,608	4,801,137
1 支払基金交付金	4,760,529	40,608	4,801,137
1 介護給付費交付金	4,540,802	40,608	4,581,410
5 県支出金	2,525,332	21,783	2,547,115
1 県負担金	2,415,765	21,783	2,437,548
1 介護給付費負担金	2,415,765	21,783	2,437,548
6 繰入金	3,321,718	60,287	3,382,005
1 一般会計繰入金	2,929,292	18,800	2,948,092
1 一般会計繰入金	2,929,292	18,800	2,948,092
2 基金繰入金	392,426	41,487	433,913
1 介護保険運営基金繰入金	392,426	41,487	433,913
歳 入 合 計	18,732,972	153,409	18,886,381

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
		1 現年度分	27,096	1 現年度分 27,096
		1 調整交付金	3,159	1 調整交付金 3,159
		2 特別調整交付金	476	1 特別調整交付金 476
		1 現年度分	40,608	1 現年度分 40,608
		1 介護給付費負担金	21,783	1 介護給付費負担金 21,783
		1 介護給付費繰入金	18,800	1 介護給付費繰入金 18,800
		1 介護保険運営基金繰入金	41,487	1 介護保険運営基金繰入金 41,487

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 保険給付費	16,811,590	150,400	16,961,990		
1 保険給付費	16,811,590	150,400	16,961,990		
1 介護サービス諸費	15,612,322	150,000	15,762,322	国庫支出金	30,168
				県支出金	21,732
				そ の 他	59,250
				一般財源	38,850
4 審査支払手数料	13,791	400	14,191	国庫支出金	87
				県支出金	51
				そ の 他	158
				一般財源	104
5 介護保険運営基金	327,675	476	328,151		
1 介護保険運営基金	327,675	476	328,151		
1 介護保険運営基金	327,675	476	328,151	国庫支出金	476
6 諸支出金	211,391	2,533	213,924		
3 繰出金	65,064	2,533	67,597		
1 一般会計繰出金	65,064	2,533	67,597	一般財源	2,533
歳 出 合 計	18,732,972	153,409	18,886,381		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
19 負担金補助及び交付金		150,000	10 介護サービス諸費	150,000
12 役員費		400	10 審査支払手数料	400
3 手数料		400		
25 積立金		476	10 介護保険運営基金積立金	476
28 繰出金		2,533	10 一般会計繰出金	2,533

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	20人以内
茅ヶ崎市障害者表彰審査委員会	障害者の表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	10人以内

を

茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	20人以内
--------------------	--	-------

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年

茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1障害者表彰審査委員会委員の項を削る。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、障がい者に係る表彰制度の廃止に伴い、茅ヶ崎市障害者表彰審査委員会を廃止するため提案する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員定数条例（昭和24年茅ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「314人」を「330人」に、「556人」を「581人」に、「2,280人」を「2,321人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、消防職員が育児休業等をより取得しやすい環境を整備するとともに、茅ヶ崎市立病院の医療提供体制を強化するため提案する。

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する
条例

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成10年茅ヶ崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「20日以内」を「30日以内」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する税外収入金に係る督促について適用し、同日前に納期限の到来する税外収入金に係る督促については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、督促状の発付期限を延長することにより、納期限後に税外収入金を納付した者の誤納を抑制するため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第11号中「別表第2の7の項から23の項」を「別表第2の9の項から25の項」に改める。

別表第1の3の項中「受理した書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加える。

別表第2の1の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中29の項を31の項とし、10の項から28の項までを2項ずつ繰り下げ、同表9の項(5)ア中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同項(5)イ中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同項(5)ウ中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同項(5)エ中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同項(5)オ中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同項(5)カ中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同項(5)キ中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同項(5)ク中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同項を同表11の項とし、同表8の項を同表10の項とし、同表7の項を同表9の項とし、同表6の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表7の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>	
--	--------------------------------	--

<p>に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
---	--	--

別表第2中4の項を5の項とし、同表3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</p>	
--	--------------------------------	--

<p>する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
--	--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第2の9の項の改正規定（同項を同表11の項とする部分を除く。）は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、戸籍法の改正により新たに行うこととなった事務に係る手数料の金額を定めるとともに、危険物の貯蔵所の設置の許可申請に対する審査に係る手数料の金額を改定するため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の145の項及び152の項から161の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示し」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に鑑み、特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の公表の方法の基準を改めるため提案する。

茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条を次のように改める。

茅ヶ崎市こども政策審議会条例

（設置）

第1条 こども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。）を総合的かつ計画的に推進するため茅ヶ崎市こども政策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第7条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

（所掌事項）

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) こども基本法第10条第2項に規定するこども施策についての計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日において現に改正前の茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の規定に基づき設置された茅ヶ崎市子ども・子育て会議（次項において「子ども・子育て会議」という。）の委員であった者は、改正後の茅ヶ

崎市こども政策審議会条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）に基づき設置された茅ヶ崎市こども政策審議会（次項において「こども政策審議会」という。）の委員とする。この場合において、当該委員の任期は、新条例第3条第2項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

- 3 施行日の前日において子ども・子育て会議の会長又は副会長であった者は、施行日に、新条例第4条第1項の規定により、それぞれこども政策審議会の会長又は副会長として定められた者とみなす。

（茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「子ども・子育て会議会長」を「こども政策審議会会長」に、「子ども・子育て会議委員」を「こども政策審議会委員」に改める。

（茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 5 次に掲げる条例の規定中「茅ヶ崎市子ども・子育て会議（茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）に基づき設置された茅ヶ崎市子ども・子育て会議）」を「茅ヶ崎市こども政策審議会（茅ヶ崎市こども政策審議会条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）に基づき設置された茅ヶ崎市こども政策審議会）」に改める。

(1) 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第49号）第4条第1項

(2) 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第58号）第4条第1項

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、こども施策を総合的かつ計画的に推進するためこども政策審議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年茅ヶ崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「小児」とは、茅ヶ崎市の区域に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。

第2条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）においてこれと異なる算定方法が定められている」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条を次のように改める。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小児（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している者
- (4) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者

第4条中「小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者」を「対象者」に改める。

第5条第1項中「児童の」を「この条例による」に、「助成する額」を「前条の規定により算定された額」に改め、同条第2項中「認めるときは、」の次に「前条の規定により算定された額を」を加え、同条第3項を削る。

第6条中「児童の」を「この条例による」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の

日から施行する。

- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、医療費の助成の対象となる小児の範囲を拡大することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）

（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第16条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者

が」に改める。

第18条から第21条までを次のように改める。

第18条から第21条まで 削除

第22条中「又は第18条」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第1項において同じ。)」を削る。

第23条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第24条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第25条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第26条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「第32条の9」を「第32条の9の2」に改め、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第27条から第30条までを次のように改める。

第27条から第30条まで 削除

第31条中「又は第27条」を削り、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、220,000円」を「は、240,000円」に改める。

第32条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第35条第1項各号列記以外の部分中「介護納付金賦課被保険者に係る」を削る。

第40条第1項中「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、「、第18条、第24条若しくは第27条」を「若しくは第24条」に改め、「若しくは第20条」を削り、同条第2項中「、第18条、第24条若しくは第27条」を「若しくは第24条」に改め、

「若しくは第20条」を削る。

第41条第1項中「又は第18条」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第18条」及び「又は第27条」を削り、同条第4項中「又は第18条」を削る。

第41条の3第1項中「又は第20条」を削り、同条第2項中「又は第20条」及び「又は第29条」を削り、同条第3項第1号中「又は第20条」を削り、同条第4項中「又は第20条」及び「又は第29条」を削る。

第41条の4第1項中「又は第18条」を削り、同条第3項中「又は第18条」及び「又は第27条」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第18条」を削り、同条第7項中「又は第18条」及び「又は第27条」を削り、同条第8項中「又は第18条」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額及び低所得者に係る保険料の減額の基準となる所得の金額を引き上げるとともに、国民健康保険法の改正に伴い、規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市介護保険条例（平成12年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「17,928円」を「18,400円」に改め、同条第2号中「26,892円」を「29,052円」に改め、同条第3号中「41,832円」を「44,224円」に改め、同条第4号中「47,808円」を「51,648円」に改め、同条第5号中「59,760円」を「64,560円」に改め、同条第6号中「68,724円」を「74,244円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第7号中「74,700円」を「80,700円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第8号中「89,640円」を「96,840円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第9号中「95,616円」を「103,296円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第10号中「110,556円」を「119,436円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同条第11号中「125,496円」を「167,856円」に改め、同号を同条第16号とし、同号の前に次の5号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 135,576円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 142,032円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 148,488円

ア 合計所得金額が12,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 154,944円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上21,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 161,400円

ア 合計所得金額が21,000,000円以上37,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条及び第10条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、介護保険法施行令の改正を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を定めるため提案する。

茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
及び茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成25年茅ヶ崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)に限る。)」を「法第8条第23項第1号に掲げるサービス」に改める。

(茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年茅ヶ崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、介護保険法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年茅ヶ崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

(茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センターをいう。」の次に「第15条第30号において同じ。」を加える。

第15条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、介護保険法の改正に伴い、規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市環境基本条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市環境基本条例(平成8年茅ヶ崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。
第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するために行う総合的調整の方法を改めるため提案する。

茅ヶ崎漁港管理条例及び茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎漁港管理条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎漁港管理条例(平成3年茅ヶ崎市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第12条第2項中「又は占用の許可を受けた者」を「若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」に改める。

(茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市海岸保全区域占用料等徴収条例(平成12年茅ヶ崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「者」の次に「並びに同法第43条第4項に規定する認定計画実施者(同法第44条第1項に規定する認定計画において同法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は同法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。))」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、漁港漁場整備法の改正に伴い、漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者から漁港の区域内の水域等に係る占用料等を徴収するとともに、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市都市公園条例(昭和59年茅ヶ崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「別表第3に定める額の」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の使用料(以下「使用料」という。)の額は、別表第3に定める額とする。ただし、法第5条第1項の規定により自動販売機の設置の許可を受けた者に係る使用料の額については、入札により決定した額とすることができる。

第20条の2中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、入札制度を活用することにより、自動販売機の設置の許可に係る使用料収入の増加を図るため提案する。

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市営住宅条例（平成9年茅ヶ崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項第5号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため提案する。

教育委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市教育委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 大 森 美 保 子

生年月日 (略)

提案理由

本案は、教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

大 森 美 保 子
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第3項から第5項まで省略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の種類 | 新栄町第一自転車駐車場
新栄町第二自転車駐車場
新栄町第三自転車駐車場
ツインウェイ北自転車駐車場
ツインウェイ南自転車駐車場
幸町自転車駐車場
幸町第二自転車駐車場
共恵自転車駐車場
本宿町自転車駐車場 |
| 2 施設の種別 | 自転車駐車場 |
| 3 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市十間坂一丁目4番8号
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター
理事長 田中 敏博 |
| 4 指定の期間 | (1) 新栄町第一自転車駐車場
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
(2) その他の自転車駐車場
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

提案理由

本案は、新栄町第一自転車駐車場ほか8施設の指定管理者に公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 施設 の 名 称 東海岸南自動車駐車場
- 2 施設 の 種 類 自動車駐車場
- 3 指定管理者の名称 茅ヶ崎市十間坂一丁目 4 番 8 号
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター
理事長 田中 敏博
- 4 指 定 の 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から
令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

本案は、東海岸南自動車駐車場の指定管理者に公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターを指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 施設 の 名 称 茅ヶ崎市民文化会館
茅ヶ崎市美術館
松籟庵
- 2 施設 の 種 類 市民文化会館、美術館及び茶室・書院
- 3 指定管理者の名称 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 11 番 1 号
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
理事長 稲岡 輝雄
- 4 指 定 の 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から
令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

本案は、茅ヶ崎市民文化会館ほか 2 施設の指定管理者に公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設 の 名 称 | 茅ヶ崎市総合体育館
茅ヶ崎市体育館 |
| 2 | 施設 の 種 類 | 体育館 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 11 番 1 号
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
理事長 稲岡 輝雄 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和 6 年 4 月 1 日から
令和 11 年 3 月 31 日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市総合体育館及び茅ヶ崎市体育館の指定管理者に公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 施設の種類 | つつじ学園 |
| 2 | 施設の種類 | 障害児通所施設 |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市矢畑262番地2
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団
理事長 高橋 里幸 |
| 4 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで |

提案理由

本案は、つつじ学園の指定管理者に社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 施設の種類 | ふれあい活動ホーム赤羽根
ふれあい活動ホームあかしあ
ふれあい活動ホーム第2あかしあ |
| 2 | 施設の種別 | 障害者ふれあい活動ホーム |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市矢畑262番地2
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団
理事長 高橋 里幸 |
| 4 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで |

提案理由

本案は、ふれあい活動ホーム赤羽根ほか2施設の指定管理者に社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和6年2月26日提出

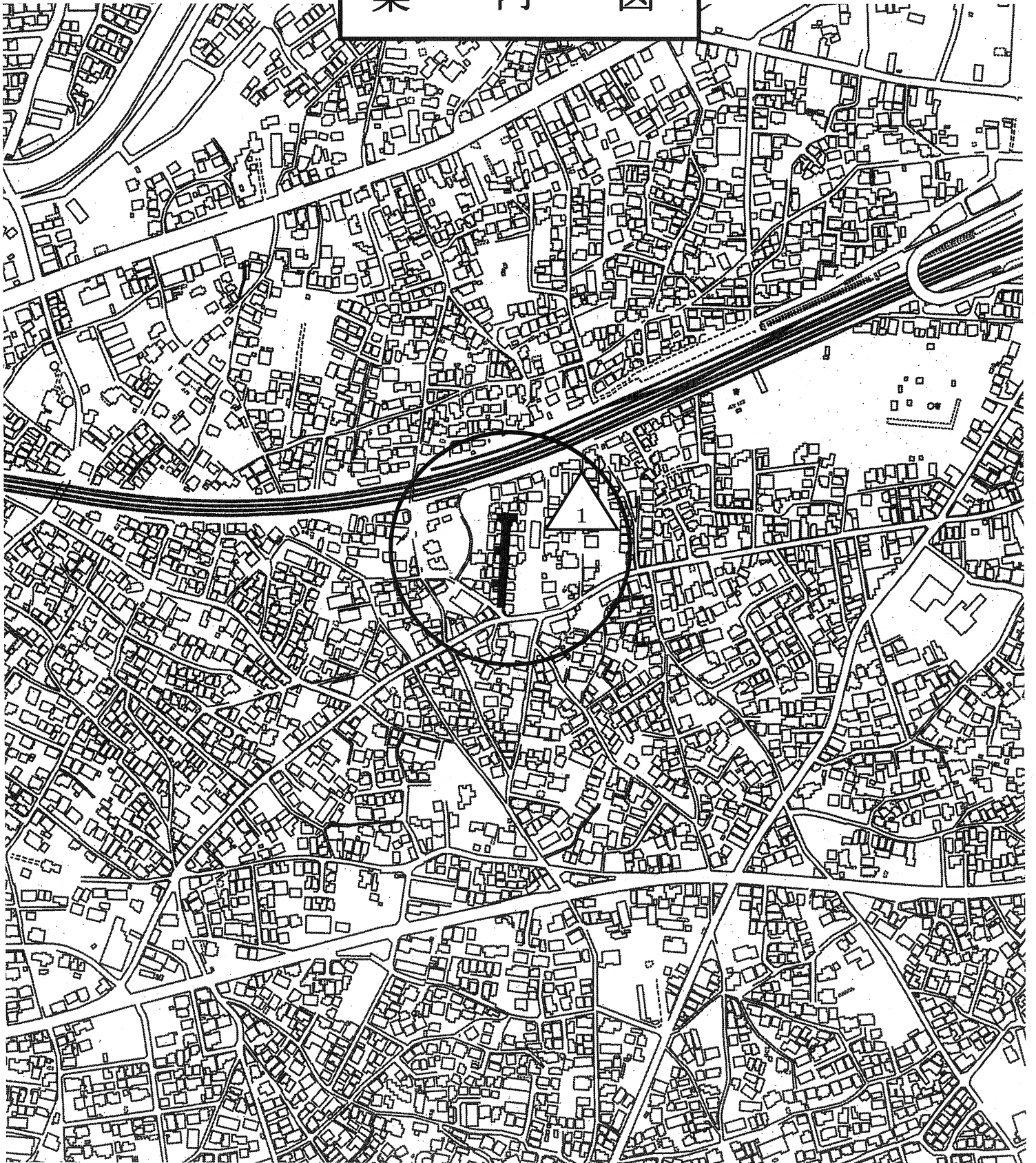
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△ 1	2620号線	共 恵 一 丁 目 5 0 3 8 番 1 地 先	共 恵 一 丁 目 5 0 3 8 番 2 2 地 先	m 96.66	m 5.00

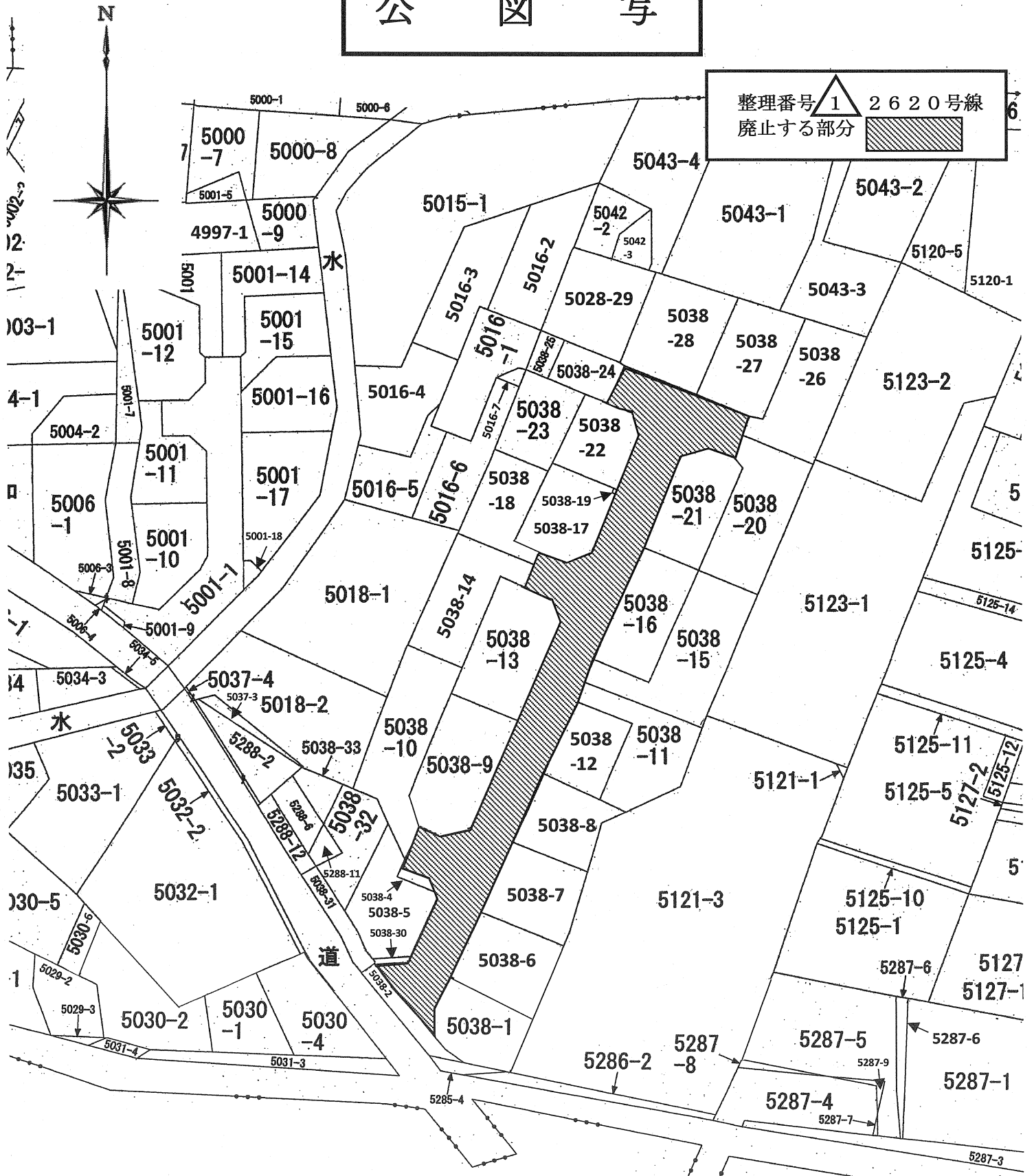
提案理由

本案は、本市に帰属した道路との再編成に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案内図



公 図 写



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和6年2月26日提出

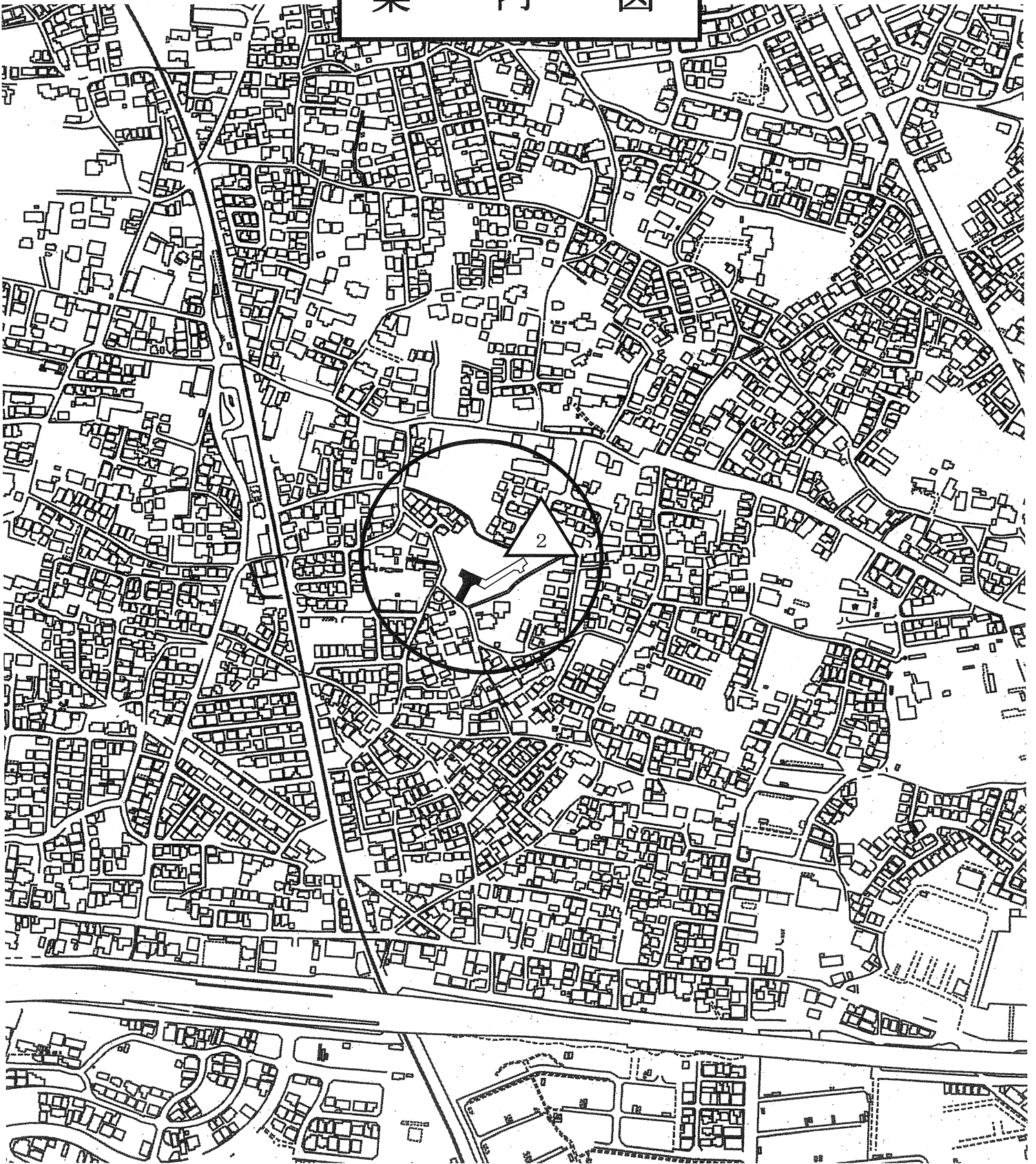
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△ 2	7715号線	香 川 三 丁 目 6 4 4 番 1 3 地 先	香 川 三 丁 目 6 4 4 番 6 地 先	m 42.68	4.20 m ~ 4.21

提案理由

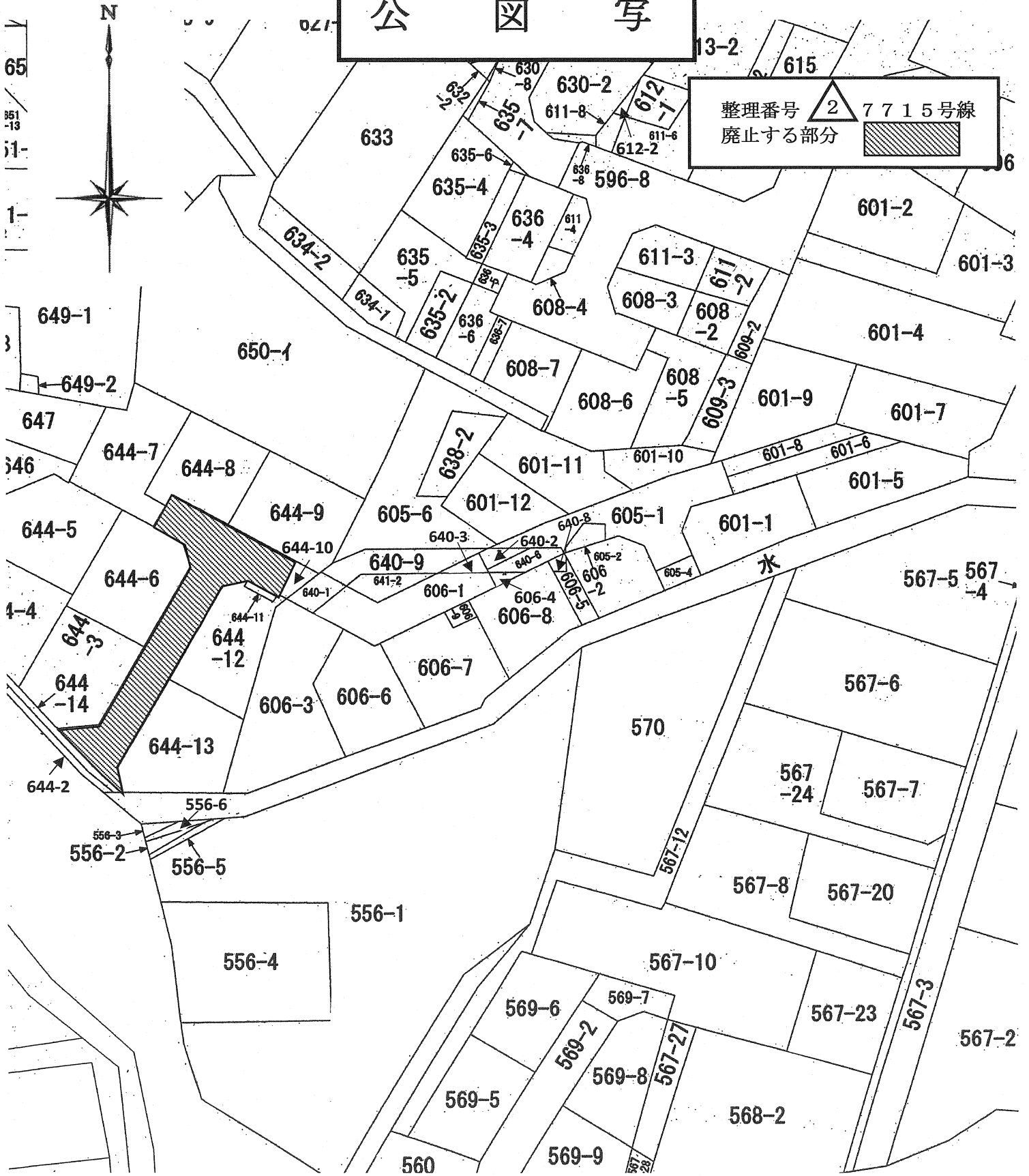
本案は、本市に帰属した道路との再編成に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号 2 7715号線
廃止する部分



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和6年2月26日提出

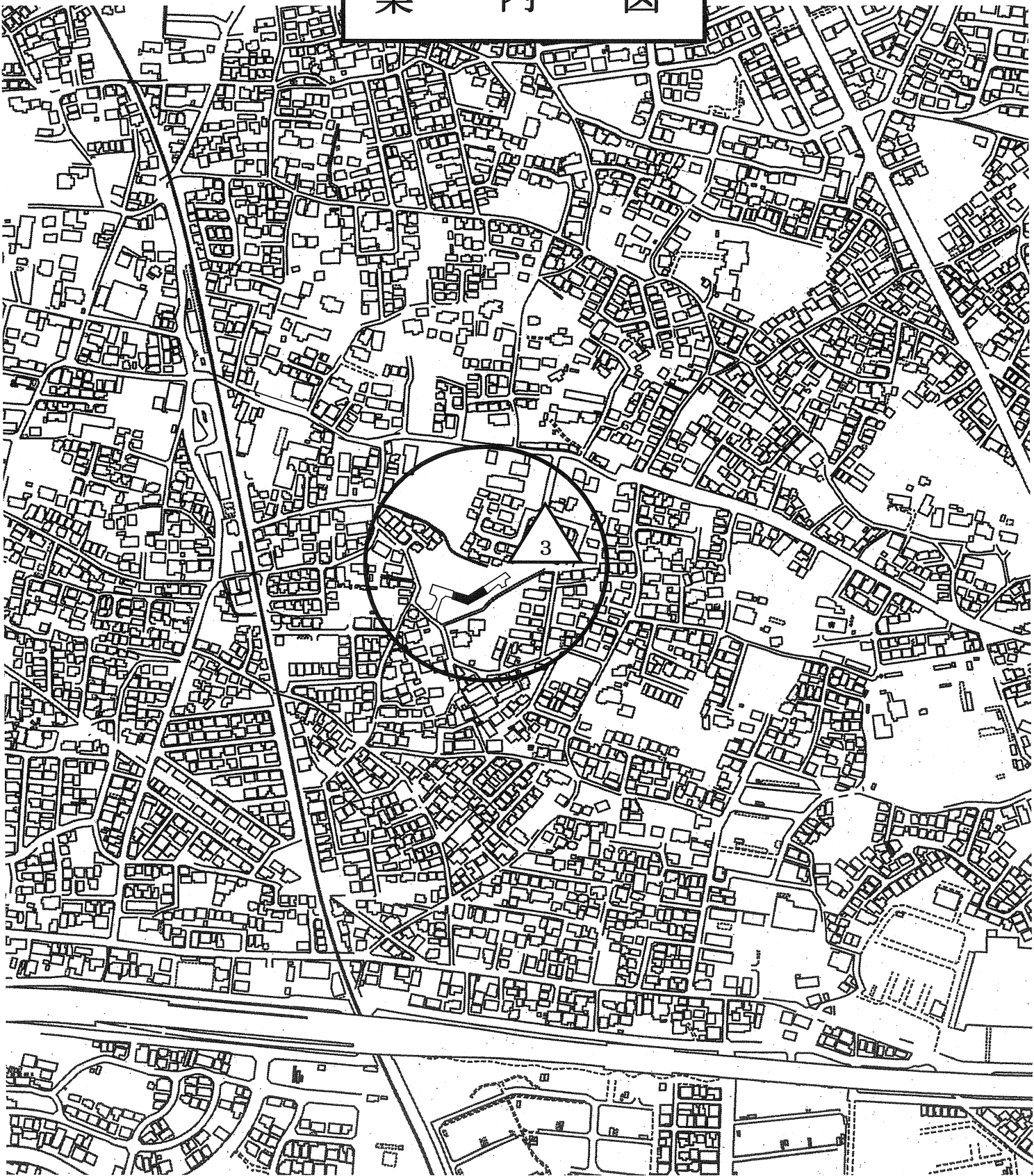
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△ 3	7716号線	香 川 三 丁 目 6 4 4 番 1 2 地 先	香 川 三 丁 目 6 4 0 番 2 地 先	m 24.84	4.21 m 4.44

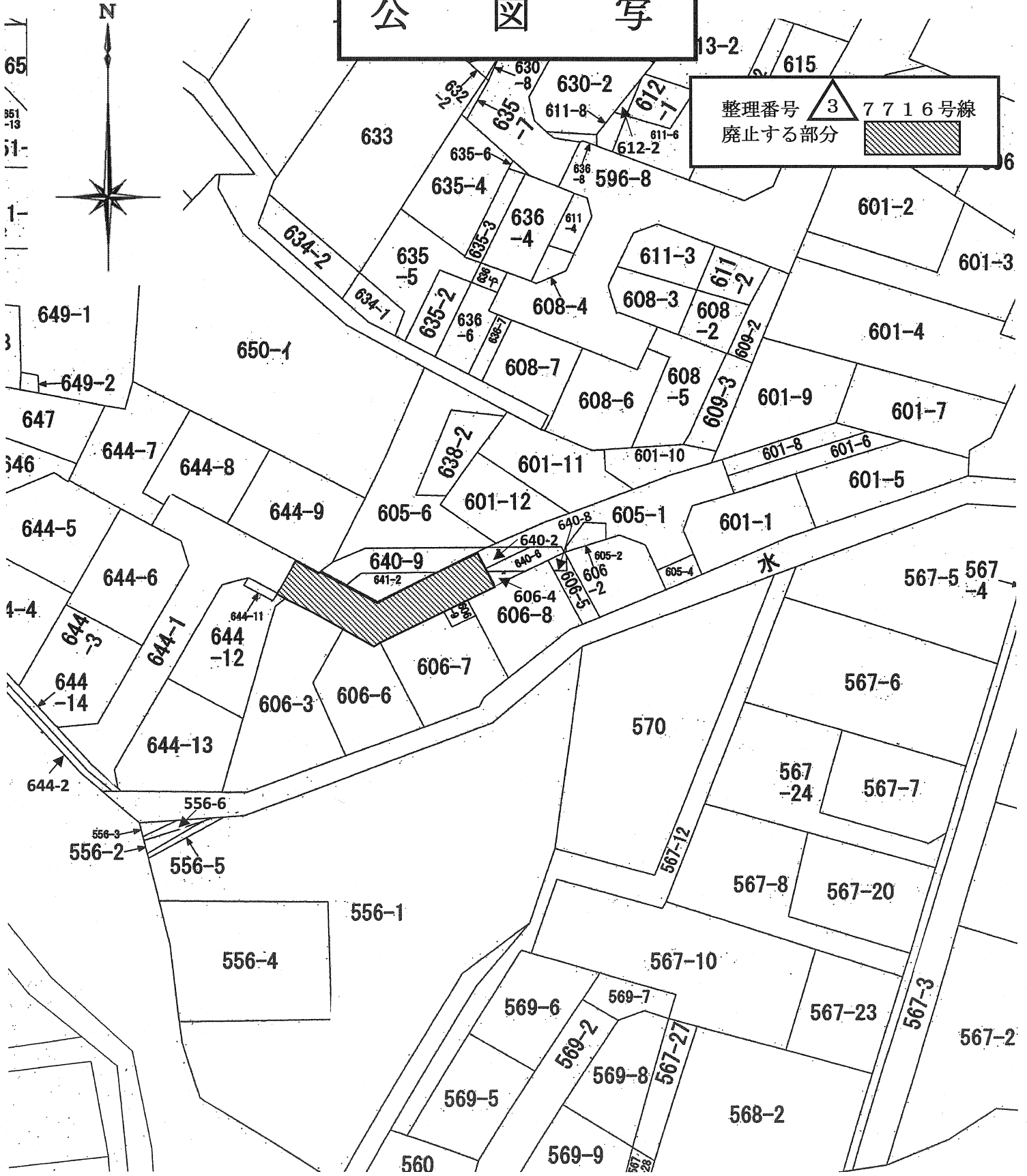
提案理由

本案は、本市に帰属した道路との再編成に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案内図



写 図 公



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月26日提出

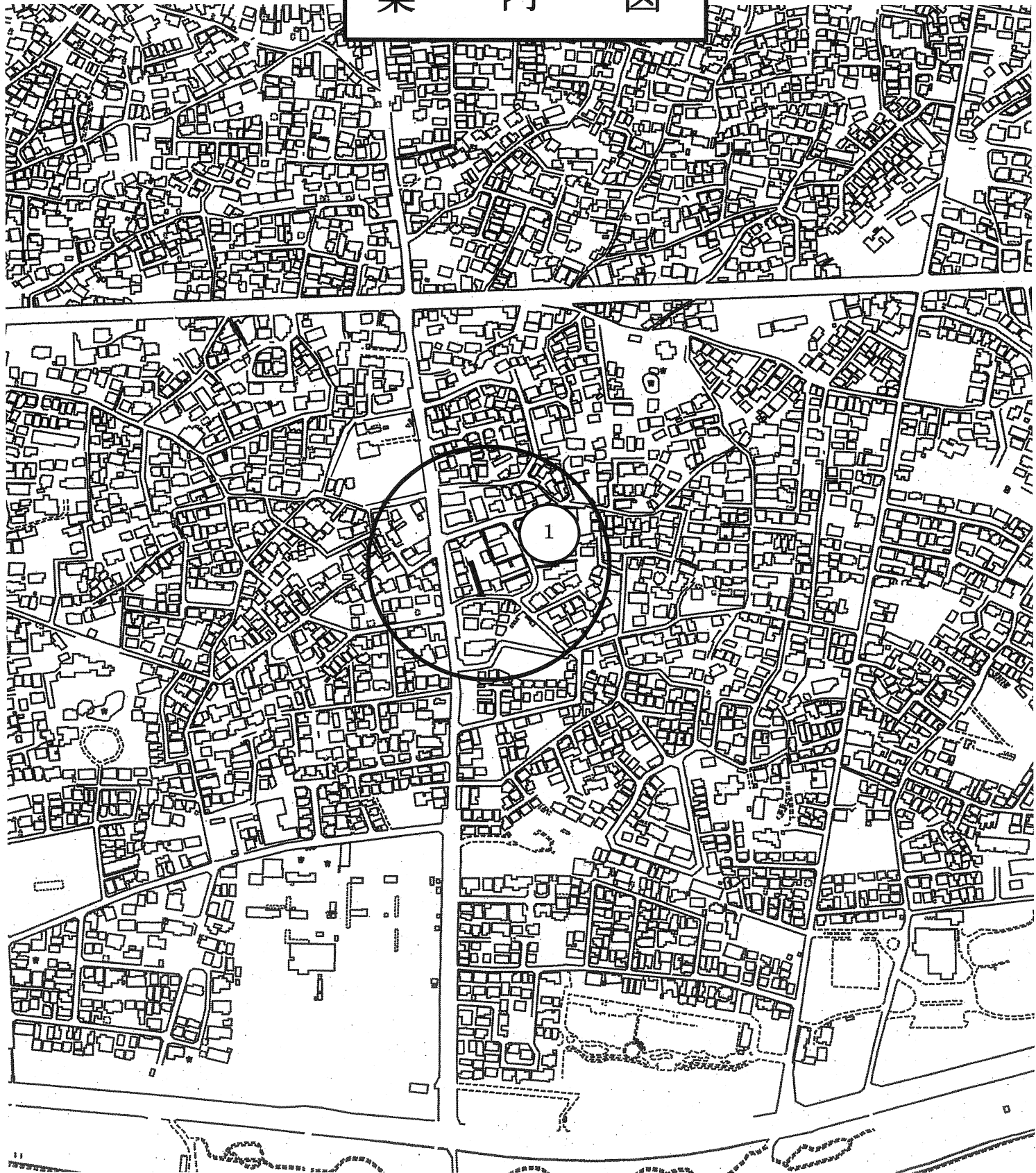
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1971号線	東海岸南五丁目 8711番9地先	東海岸南五丁目 8711番11地先	m 34.50	4.20 m 4.21

提案理由

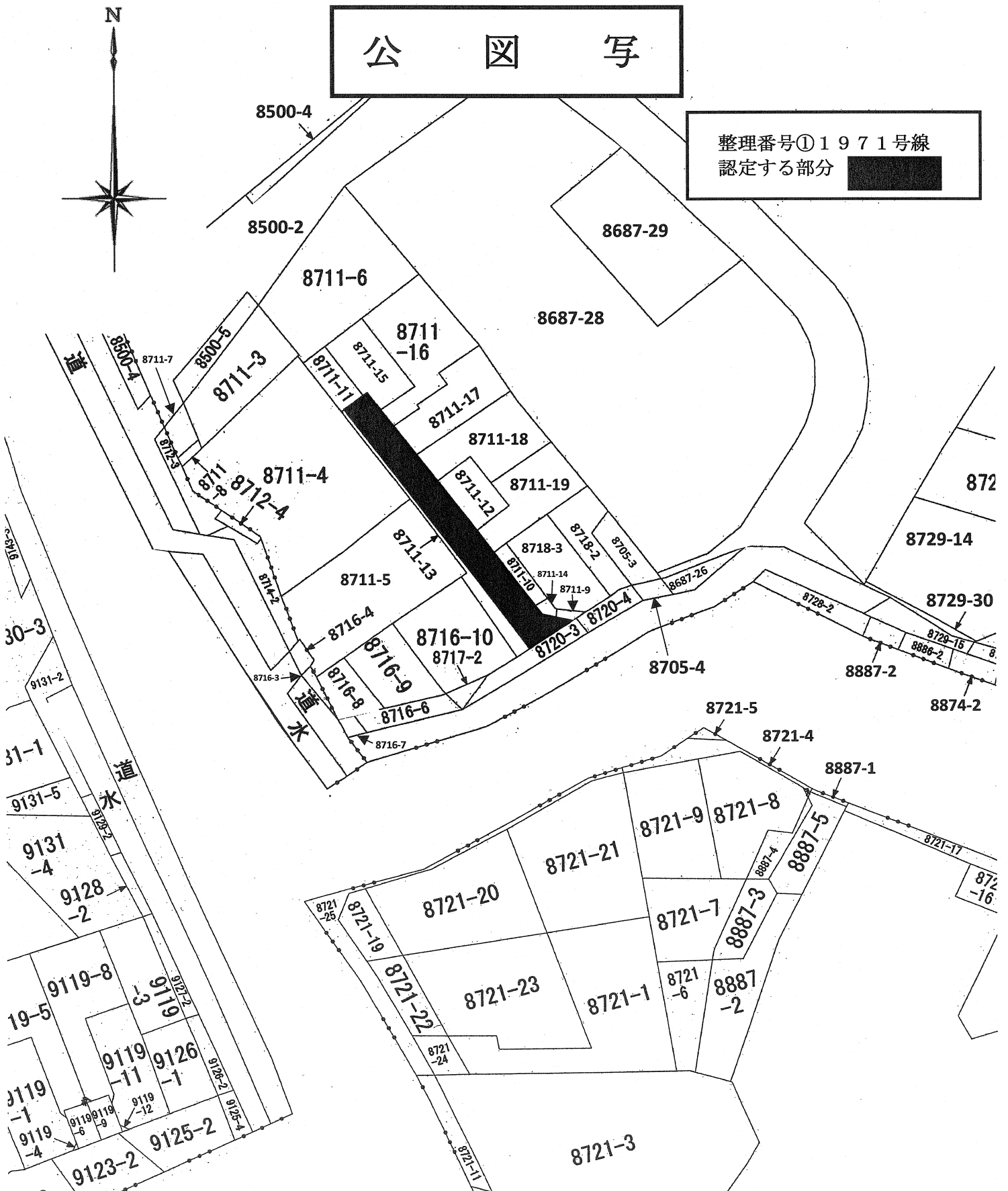
本案は、株式会社オープンハウス・ディベロップメントが築造し、令和5年10月28日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号①1971号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月26日提出

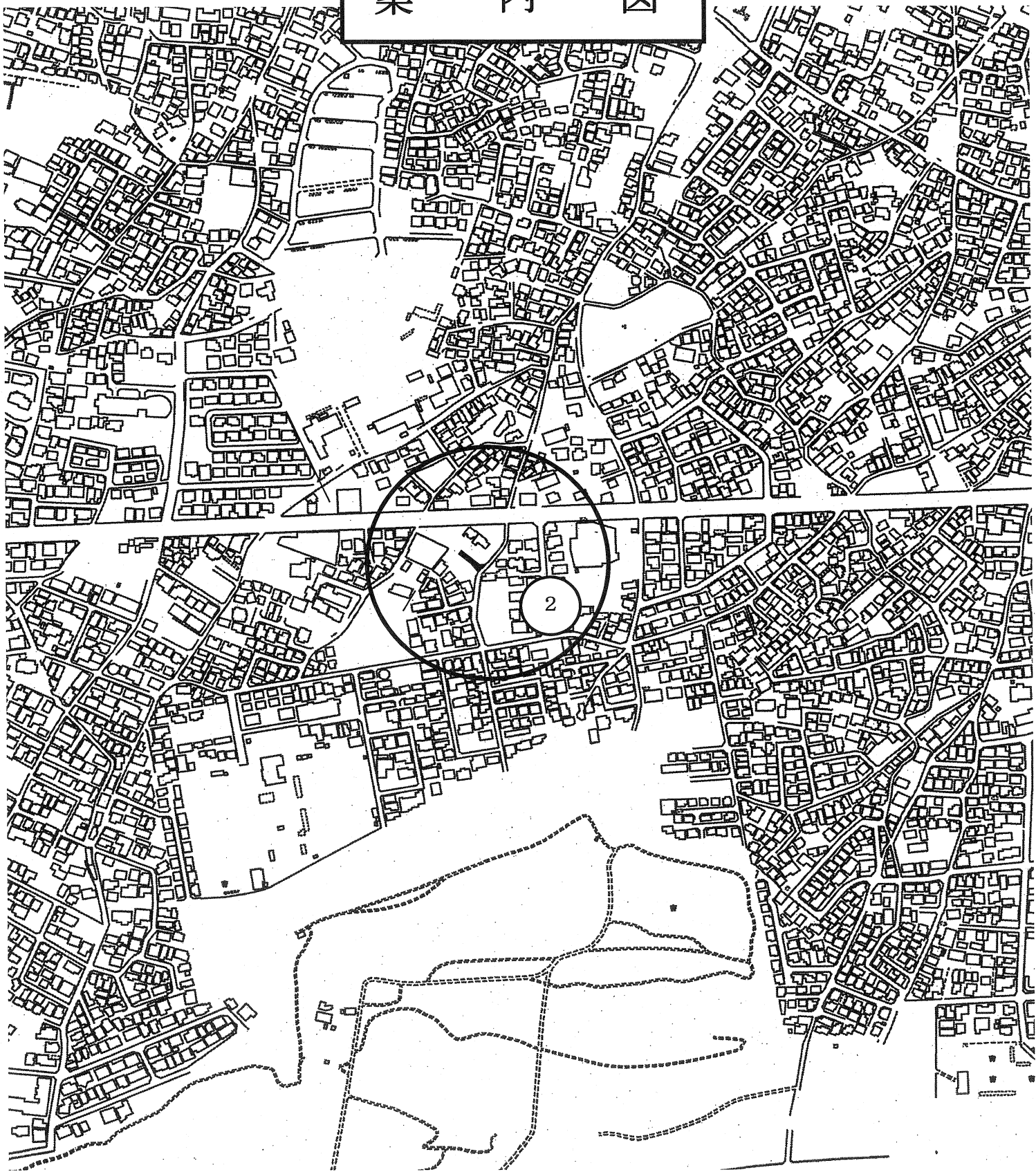
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1972号線	松が丘二丁目 6854番98地先	松が丘二丁目 6854番93地先	m 21.22	m 6.00

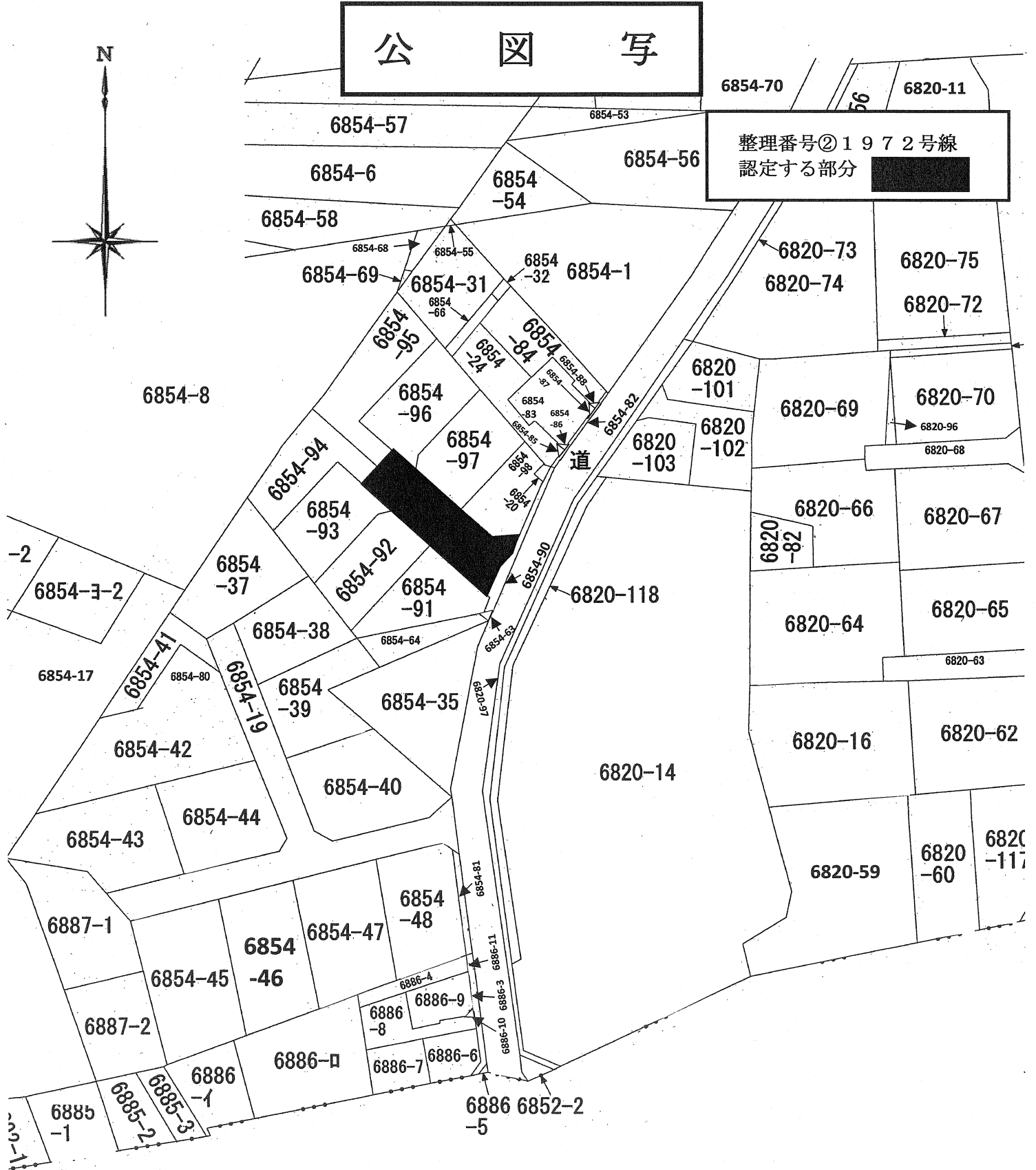
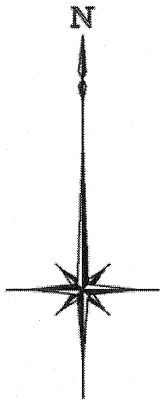
提案理由

本案は、株式会社八清建設が築造し、令和5年12月5日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月26日提出

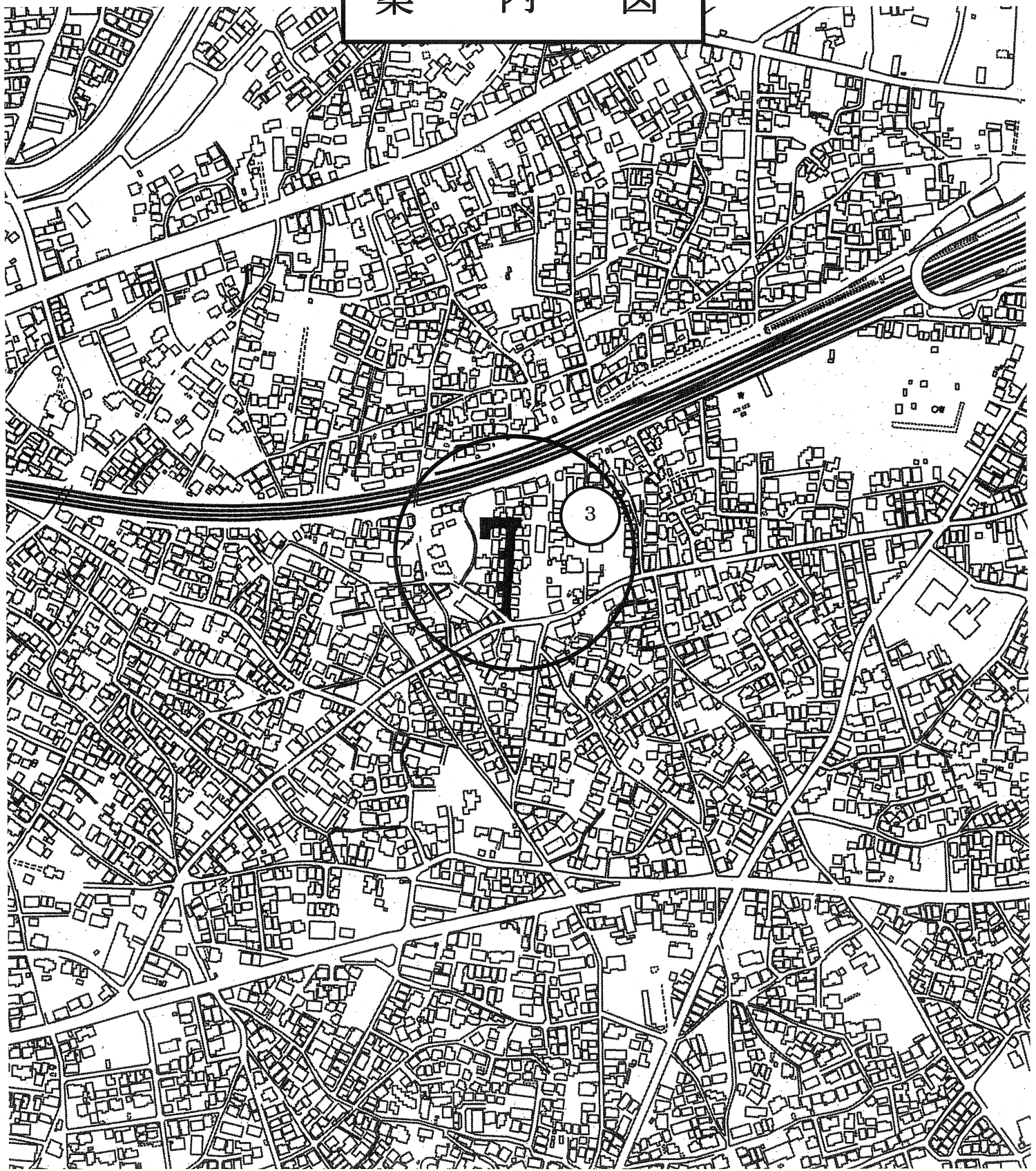
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	2724号線	共 恵 一 丁 目 5 0 3 8 番 1 地 先	共 恵 一 丁 目 5 0 1 6 番 6 地 先	m 126.85	5.00 m ~ 5.01

提案理由

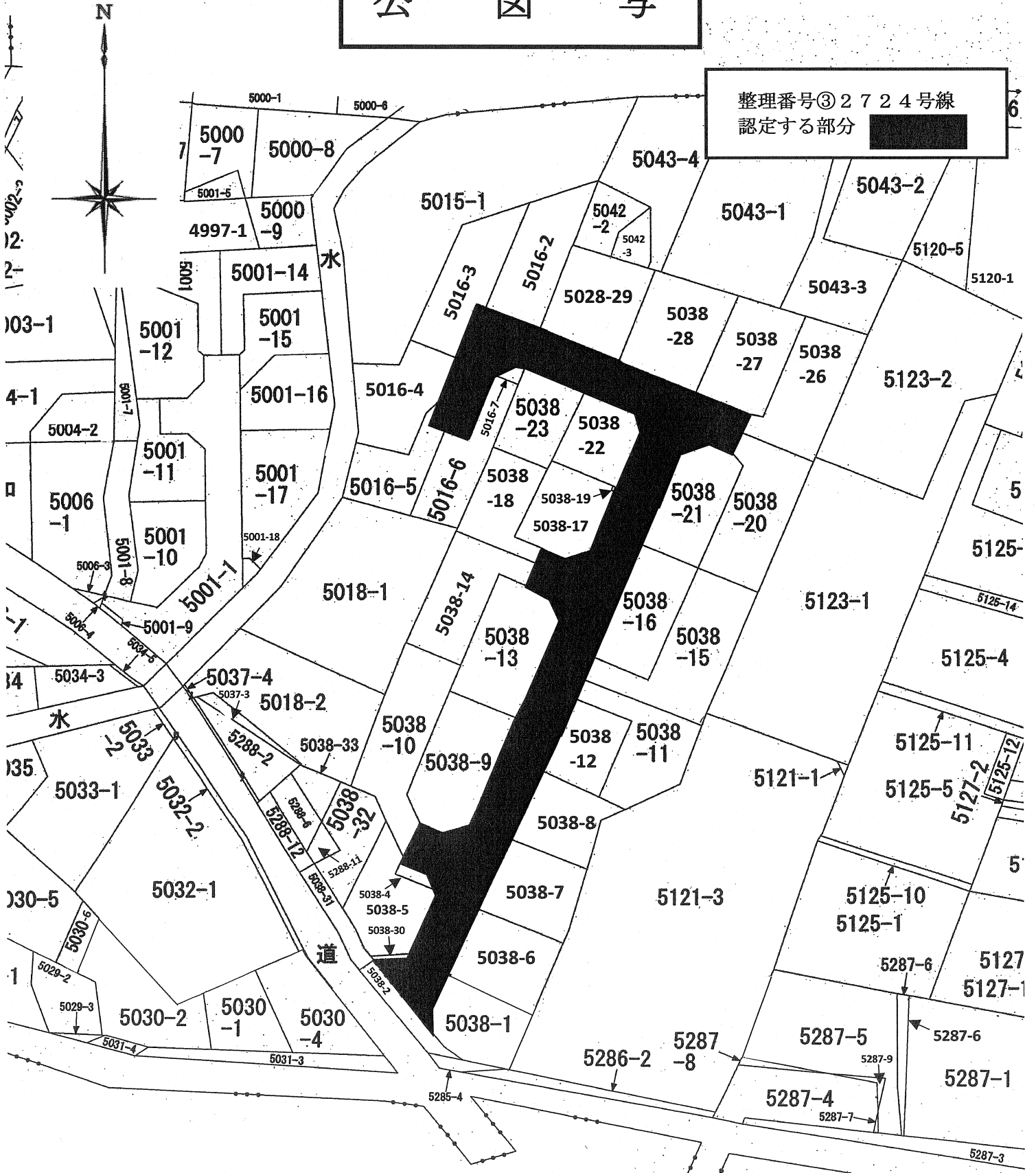
本案は、株式会社八清建設が築造し、令和5年11月2日に本市に帰属した道路及び市道2620号線を再編成し、新たな市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号③2724号線
認定する部分 XXXXXXXXXX



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月26日提出

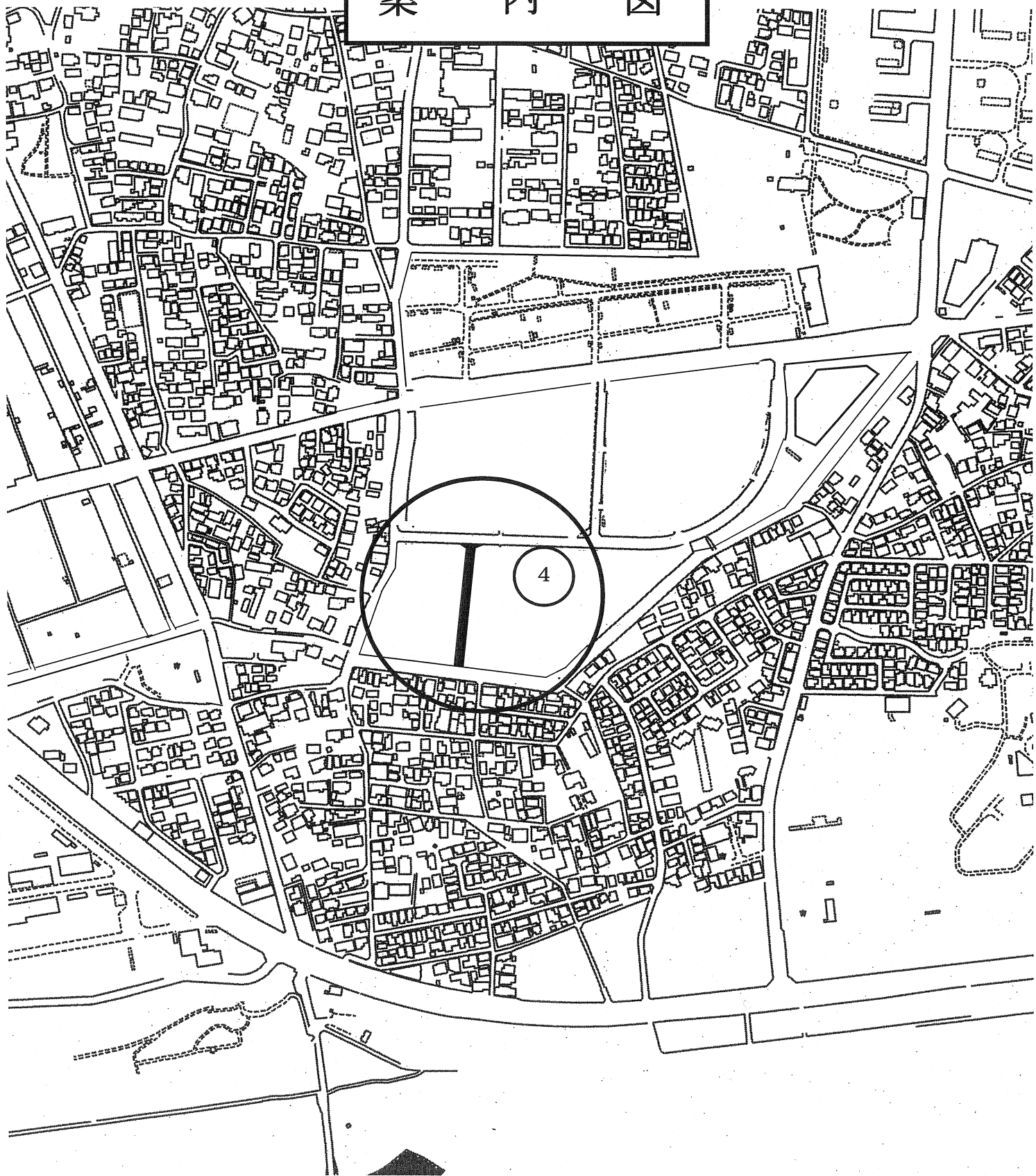
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	2725号線	浜 見 平 496番15地先	浜 見 平 496番20地先	m 115.76	m 6.00

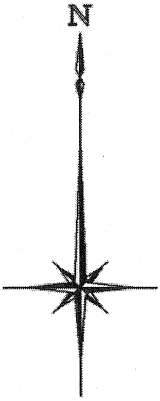
提案理由

本案は、独立行政法人都市再生機構が築造し、令和5年11月16日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

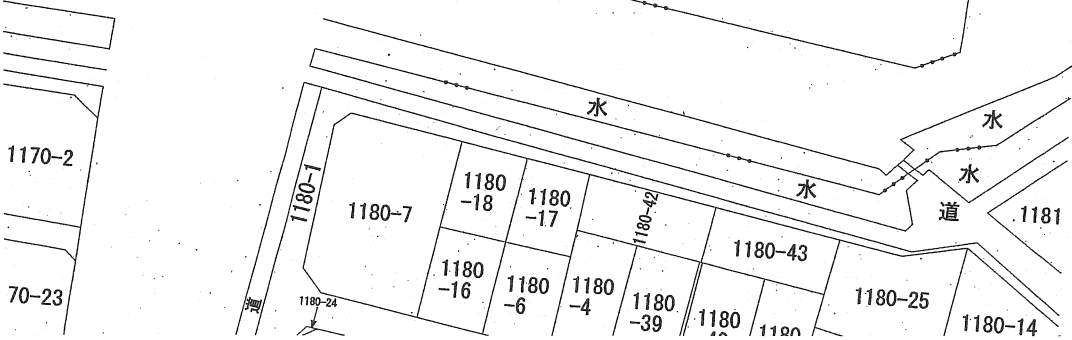


整理番号④2725号線
認定する部分 XXXXXXXXXX

522-12(1/2)

496-20

496-15(3/3)



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月26日提出

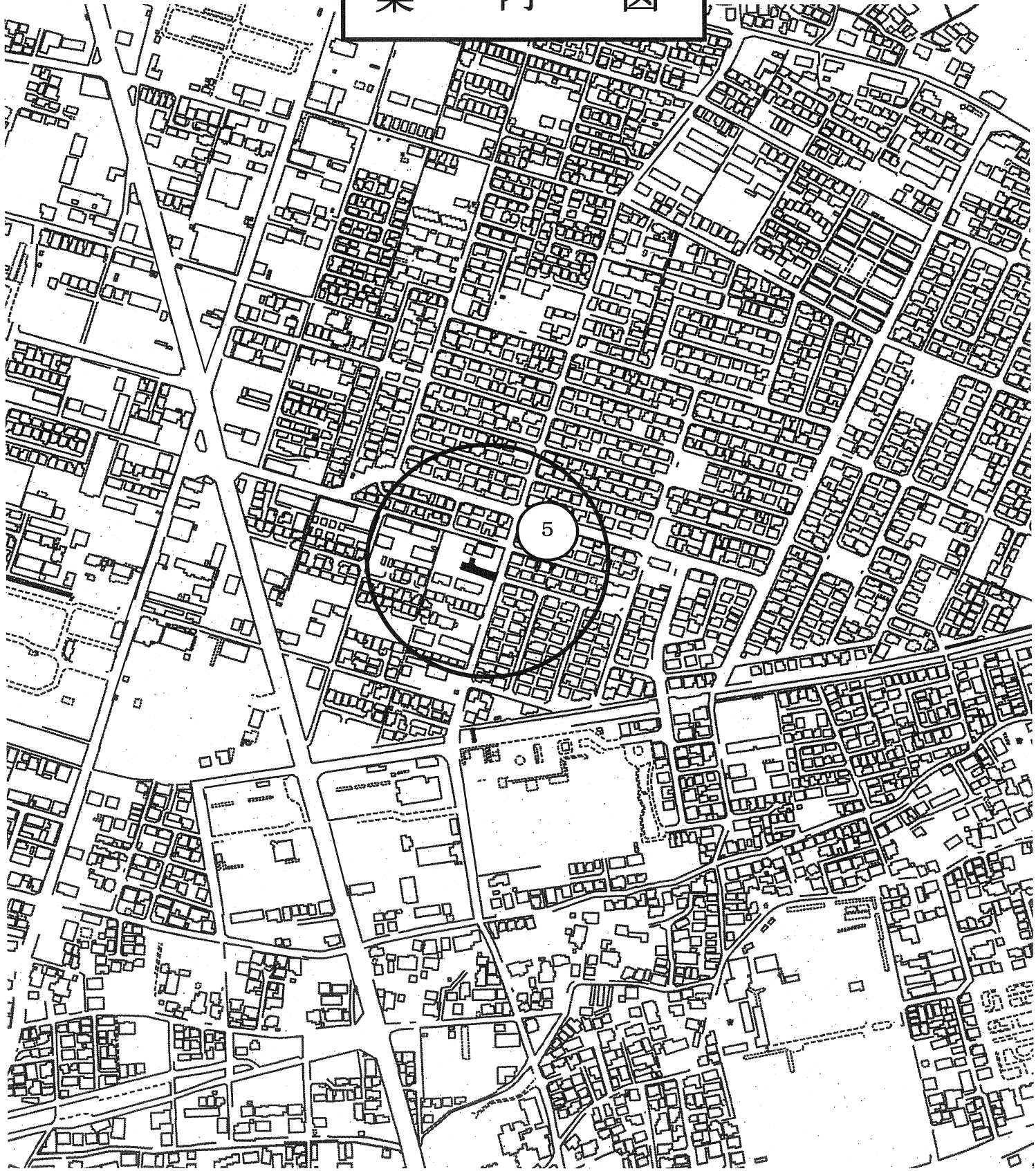
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	3525号線	高 田 四 丁 目 2 3 7 番 2 地 先	高 田 四 丁 目 2 3 7 番 1 0 地 先	m 46.00	m 4.50

提案理由

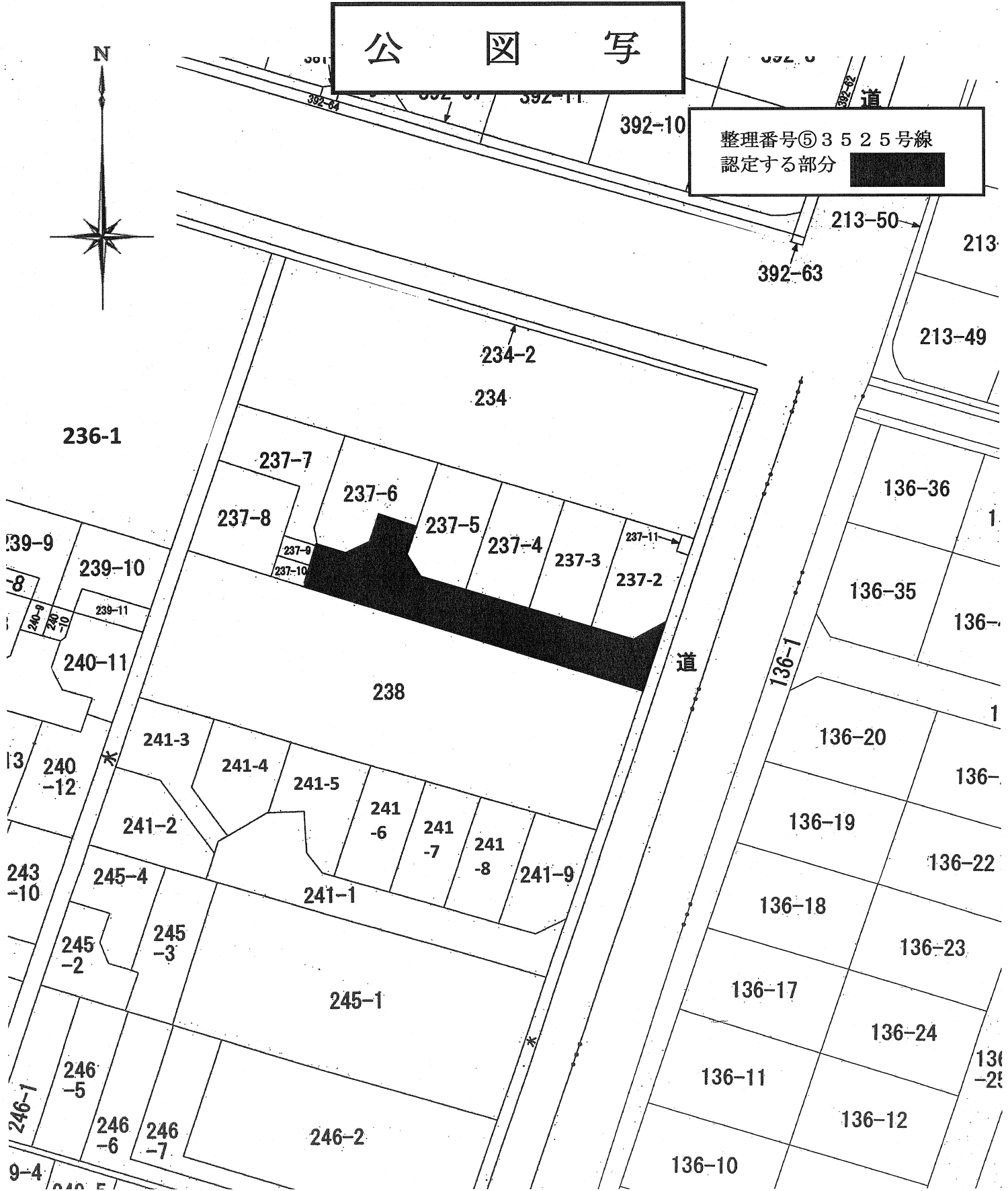
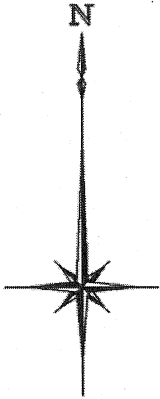
本案は、株式会社八清建設が築造し、令和5年10月20日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号⑤3525号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月26日提出

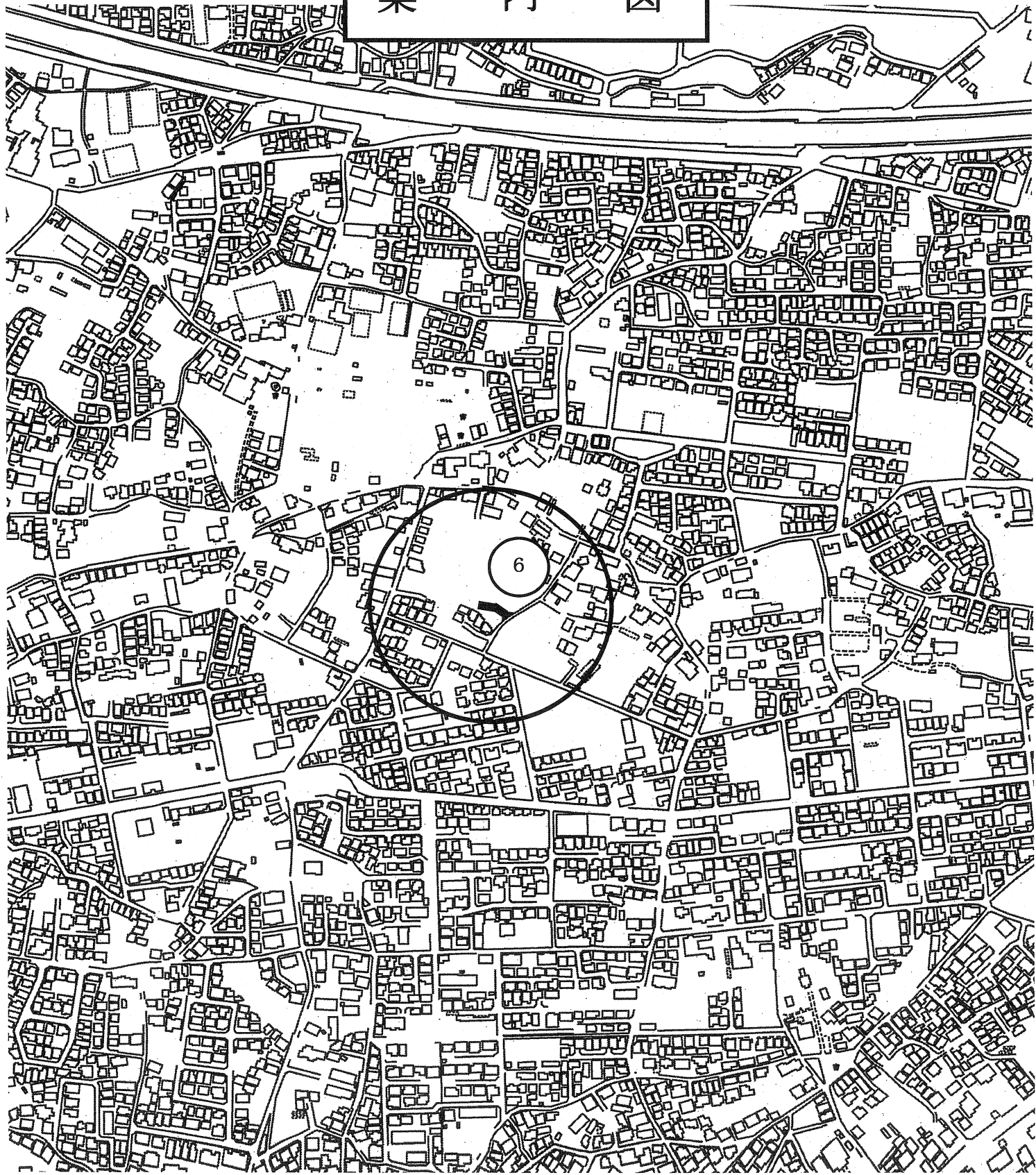
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	3526号線	菱沼二丁目 1043番17地先	菱沼二丁目 1043番12地先	m 31.36	m 4.20

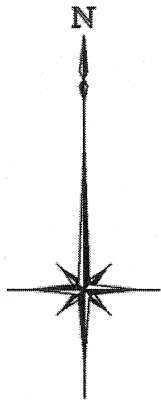
提案理由

本案は、株式会社マーケットトラストが築造し、令和5年12月7日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

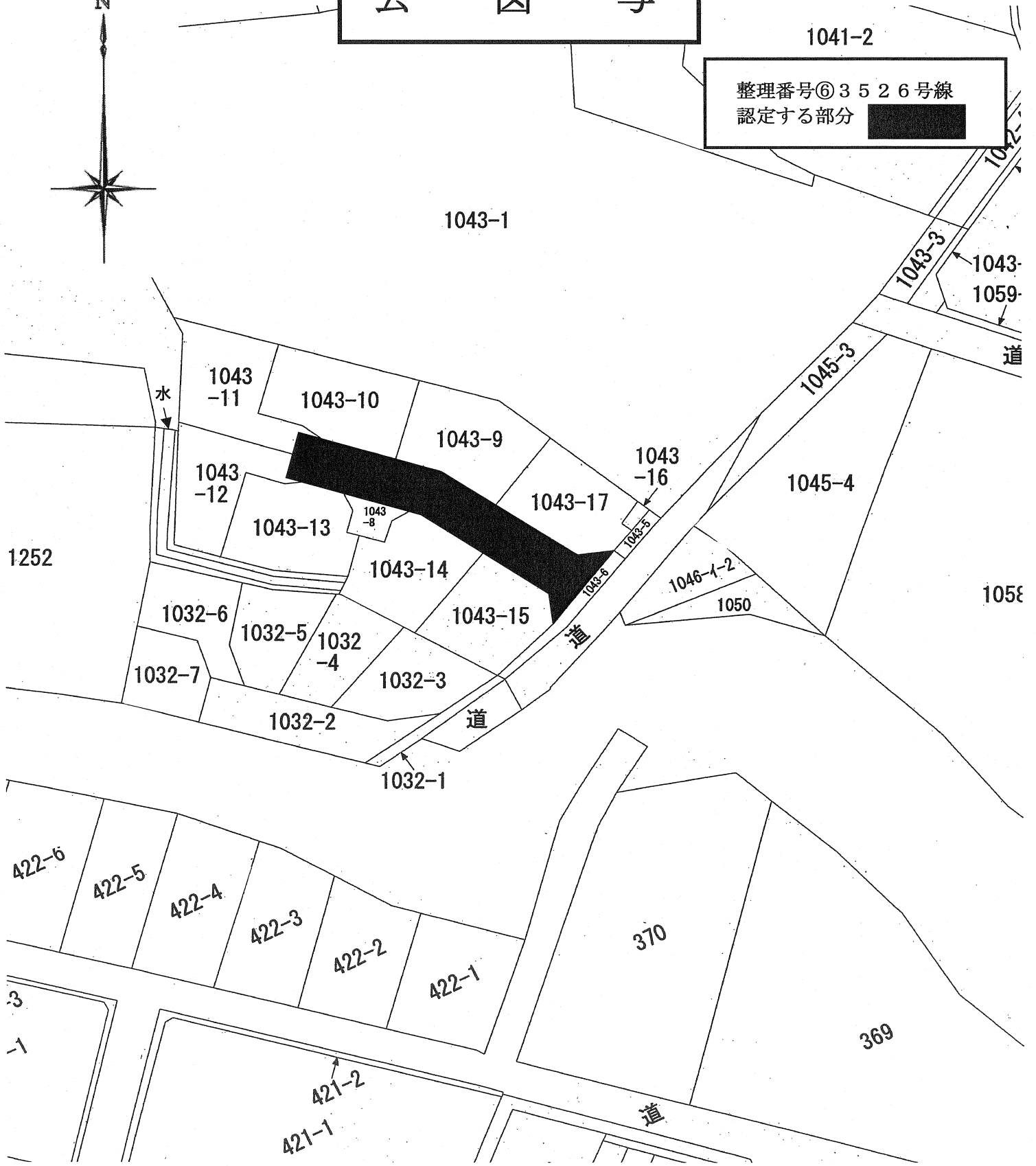
案内図



公 図 写



整理番号⑥3526号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月26日提出

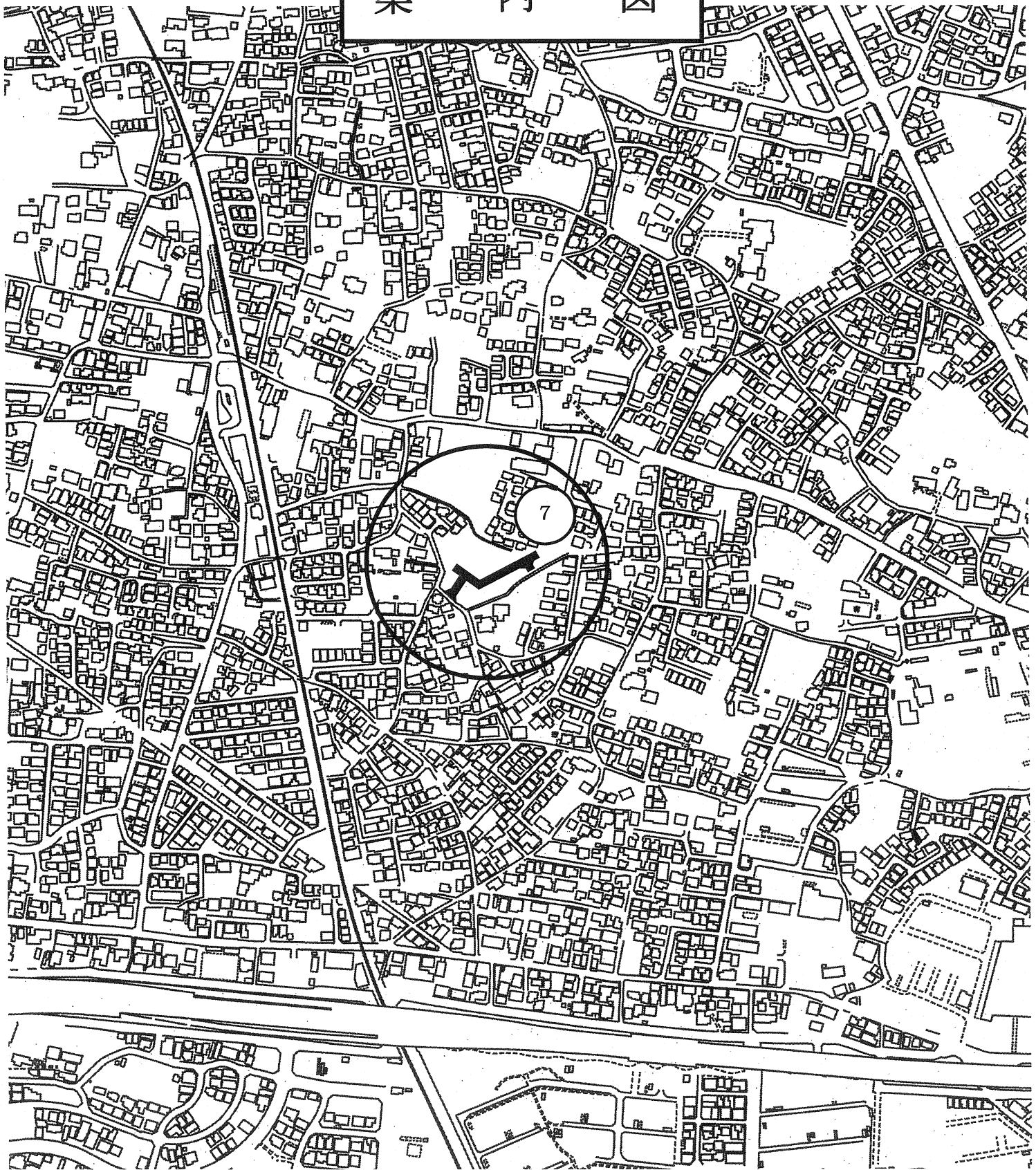
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑦	7719号線	香 川 三 丁 目 6 4 4 番 1 3 地 先	香 川 三 丁 目 6 0 1 番 9 地 先	m 108.10	4.20 m ~ 4.44

提案理由

本案は、株式会社THコーポレーションが築造し、令和5年11月18日に本市に帰属した道路、市道7715号線及び市道7716号線を再編成し、新たな市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



専決処分の報告について

次のとおり令和5年12月25日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金39,600円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和5年11月21日午前10時45分頃、柳島海岸1280番44号の駐車場において、生活支援課職員が運転する公用車が相手方所有の郵便ポストに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。